

大学の理念

In dark days, men need a clear faith and a well-grounded hope ; and as the outcome of these, the calm courage which takes no account of hardships by the way. (暗い時代になると、人々は、明確な信念を、よく基礎づけられた希望を、そして、これらがもたらすものとしての、途中の困難にもめげない静かな勇気を必要とする。)

National feeling, as we know it, could not exist in a nation which was wholly free from external pressure of a hostile kind. (国民感情は、知つてのとおり、敵意の類の外圧から全く自由な国には存在しえないである。)

Bertrand Russell, Political Ideals

—

自分のことを紹介するのにまず祖父のことから始めるというのはいり歓迎されることではないだらう。ふと気づいて見ると世の中

袴 谷 憲 昭

はそんな話だらけである。今の首相もそうだが、前の首相も三代続いた政治家とかで、今の首相ほど本人が祖父を引き合いに出すことはなかったようなものの、しかし、雨後の筍のごとき二世議員ともなれば、親爺の話なぞは引つ切り無しなのかもしれない。

しかも、かかる徴候はなにも政治の世界だけなのではない。能や狂言や茶道や華道の「道」に由来する宗家は室町時代からのことだらうが、それに次ぐ歌舞伎や落語はもとより、今や芸能界一般まで二世、三世が目白押しだ。その馴合いの果てに、歌舞伎界や落語界では、だれの責任とも明確にならないままの、御祝儀にまつわる脱税騒ぎまで起つてしまふ始末である。その上、子供の世代が祖父や親爺の世代を鼻にかけているばかりなのではない。祖父や親爺もしくは祖母や母親までが孫や子供を自慢して目出度し目出度しなのである。しかも、こういう状況が毎日テレビに大映しになる。それを観て日本国中がそういう「家族主義」に肖りたいと思ひ込まされていくのかもしれない。そのうち、こういうことに批判的であるべき

大学にさえ、「家族主義」が入り込んできて、どこの大学にも、二世、三世が普通といふことにもなりかねないのである。

しかし、なかには、「文化」の蓄積とは、幾世代にもわたって継承されていくべきものであるから、昔の宗家に始まって現今の「家族主義」に至るまで、かかる現象が見られても当然と主張する人も多いかもしれない。私でさえ、「文化」の蓄積の効率性からいえば、その利点を否定することはできないが、今、「教育」という主題を、「大学」に絡めて前面に押し出して言えば、国策が、経済のみならず「教育」に対しても市場原理もしくは競争原理を導入し管理した結果としての「家族主義」であるならば非常に問題があるのではないか、ということなのである。

その「家族主義」については、昨年の今頃書いた「凡夫考」という論文の校正の折に、その追記に「凡夫の譚」と題して次のような一文を認めたことがある。本稿は、その折の気持を、「大学の理念」をテーマに、展開していつてみたいと願っている側面もあるので、敢えてその全文を示しておくことにしたい。

今夏は、休みの傍ら十篇近い初校グラ校正に追われる間に、「龜田」「齋藤」「皇孫」という話題が、次々と御本人とは本質的に関係のないところで、マスコミの賣した、「大本営」的狂騒曲として鳴り響いた。その馬鹿騒ぎの共通項は、「家族主義」「讚美と」「大本営」に迎合した大衆（populacy）の「和（uniformity）」志向である。その日本では、まるで正義の戦争が存在しそのためなら弱者を踏み躪つても平気であるような「愛国心」を育もうと権力

者は固より知識人までもが躍起となっている。その結果、何百万もの無辜な民を死に追いやった戦争遂行者の責任さえ問われることのない「靖国」参拝を多くの人が支持することになるのである。しかし、このまま「問答無用」の野蛮な「武士道」の下で、「国家の品格」や「国のけじめ」などの語が流行り続けると、それは、戦前と同じ「国体」の容認にすぐ戻ってしまうであろう。その野蛮で醜く汚い国に戻ってしまうことを隠すために必要なのが、「美しい国」というキャッチフレーズにほかならない。従って、暗い時代になればなるほど、その種の語が乱舞しがちだということを経験の歴史に照らして想い起しておかなければならないが、「美しい国」のために現憲法の改正を唱える政治家を支持する割合は、「龜田」「齋藤」「皇孫」の狂騒曲に聞き惚れた人の割合にほぼ等しい。しかし、「美しい国」の「靖国」に帰る「英霊」は万世一系の「国体」の辺に死した英霊だけでしかない。以上は、本稿とは直接関係ないが、あまりにも醜い現状を歎いた一仏教徒の「凡夫」の論と思われたい。

（二〇〇六年九月十日）

果たせるかな、この十日後に、その「美しい国、日本」を自民党の総裁選の公約に掲げて闘った安倍晋三氏が勝利し、九月二十六日には臨時国会で首相指名を受け、「骨太の方針」の小泉純一郎氏の跡を継いで安倍内閣を発足、目下、その公約を実現中で、昨年十二月十五日には改正教育基本法が成立し、今年の数日前の六月二十日にはその関連三法の改正案が参議院本会議で可決成立したばかりである²⁾。後は、「美しい国」の真返しである外交での「強い日本、頼れる

日本」の推進に向つて憲法の改正へと駒を進めていくのかと思われ(3)る。その安倍首相が、六〇年安保の時の祖父について、次のように語っている(4)。

安保条約が自然成立する前の日の一九六〇年六月十八日、国会と官邸は、いく重にもつらなつた三十三万人におよぶデモ隊に囲まれた。

官邸に閉じ込められた祖父は、大叔父(佐藤栄作・当時大蔵大臣)とふたりでワインを飲みながら「わたしは、けつして間違つてはいない。殺されるなら本望だ」と、死を意識したというのが、調印の後の改定作業にはいつてからも、社会党をはじめとする反対勢力は、国会内外で反対闘争を激化させていた。

当時は、わたしはまだ六歳、小学校に入る前である。わたしには、二歳ちがいの兄がいるが、二人とも祖父にはとても可愛がられていた。祖父の家は、東京・渋谷の南平台にあつて、わたしたちはしょっちゅう遊びにいっていた。

しかしそこも、しばしばデモ隊に取り囲まれることがあつた。「アンボ、ハンターイー」のシュプレヒコールが繰り返され、石やねじつて火をつけた新聞紙が投げ込まれた。当時衆議院議員だった父もそこに詰めていたが、外に出ることができない祖父は、退屈すると、わたしたちを呼びよせた。

母とわたしたち二人は、社旗を立てた新聞社の車にそつと乗せてもらつて、祖父の家に行った。

子どもだったわたしには、遠くからのデモ隊の声が、どこ

か祭りの囃子(はやし)のように聞こえたものだ。祖父や父の前に、ふざけて「アンボ、ハンタイ、アンボ、ハンタイ」と足踏みすると、父や母は「アンボ、サンセイ、といいなさい」と、冗談まじりにたしなめた。祖父は、それをニコニコしながら、愉快そうに見ているだけだつた。

わたしは、祖父に「アンボつて、なあに」と聞いた。すると祖父が、

「安保条約というのは、日本をアメリカに守つてもらつたための条約だ。なんでみんな反対するのかわからないよ」

そつ答えたのをかすかに覚えていた。

当時六歳の孫に向つて、さすがに祖父は本音を吐露していたのである。この年、私は十六歳の高校二年生で、校内放送で、生徒会長がデモには参加しないように呼びかけていたのを妙な具合に覚えていたが、その同じ頃に、「自主憲法」論者であつた岸信介元首相にとつて、「自主憲法」とは、アメリカに「安保条約」によつて守つてもらい、かつ、アメリカのために「集団的自衛権 (right of collective self-defence)」によつて日本の軍隊を海外へ派遣しうるように憲法を改めることだつたからにほかならない。つまりは、今の『日本国憲法』は決してアメリカによつて与えられたのではなく、第二次世界大戦直後の全世界の戦争放棄という理想のしからしめたものという意味では、世界からアメリカを介して与えられたものと理解した方がよく、従つて、大戦直後から「集団的自衛権」を強く主張していたアメリカにとつては、それを認めない『日本国憲法』はすぐに

も邪魔になつて来たということなのである。そのアメリカの姿勢がはっきりと正体を現わしたのが一九五〇年の朝鮮戦争以降であるが、更にその後展開されることになる一九五五年以降の所謂「五五年体制」をアメリカ力によって仕組まれた指導の下に確固不動なものに育て上げていった人こそ、先の六〇年安保で登場していた岸信介氏にほかならない。その岸氏の終戦後より巢鴨プリズン出所直後までの状況について、小林英夫氏は、『昭和』をつくった男⁽⁵⁾の中で次のように記している。

吉田茂の力が低下したあと、彼の後継者争いが起こります。その中で彗星のごとく現われたのは誰あろう、岸信介です。

岸はA級戦犯で、東条英機や板垣征四郎らと共に、巢鴨プリズンに収監されていました。GHQからすると、岸はまさに極悪人です。

ところが、妙なことが起こる。通常は検事が尋問するところ、岸に関しては、検事は尋問に当たらない。東条も板垣も、ほかの戦犯も、尋問は検事が行ないましたが、岸に限ってはそうではなかった。

では、誰が岸を尋問したのか。それは、CIC（米軍諜報部隊）でした。

CICは、GHQの中の諜報部隊です。岸の取り調べは、ほかの戦犯とは違ってCICが行なった。これはつまり、GHQは岸に有罪判決を下して、刑に服させる意図は初めからなかったということです。GHQは岸から日本や満州国の情報を得て、自分た

ちの今後の政策に反映させようとしたのでしよう。

岸の特別待遇からは、もう一ついえることがあります。それは、GHQは岸を戦後の政治を担っていく日本のリーダーであると認識していたことです。逆にいえば、だからこそ岸だけを特別待遇したわけです。

これはある意味、当然といえば当然でした。なぜなら岸は、毛並みはよく、東京帝大では成績優秀、憲法講座の後継者として大学に残ることを上杉慎吉教授から懇請されたほどで、頭脳明晰、満州国に行つては商工大臣に匹敵する仕事をし、東条英機のもとでは文字通り商工大臣を務めます。しかしその後、戦争首謀者の東条に造反して、商工大臣を辞任します。加えて、出身は保守本流の長州（山口県）。経歴は申し分ありません。欠点を挙げれば、戦争に協力した点ですが、その一点のみで処刑するのは惜しいとGHQは考えたのです。

話はずれですが、イラク戦争を見ていて感じるのは、アメリカのイラクに対する対応のまずさです。

たとえば、サダム・フセインを殺害でもしようものなら、イラクはおそらく群雄割拠になって、治安は大いに乱れると私は見ていました。アメリカのブッシュ大統領は日本の占領に学ぶと発言していましたが、そうであるなら、戦後のイラク統治に必要な現地政治指導者をアメリカなりに設定する必要があります。それは、まさにマッカーサーをはじめとしたGHQの人たちが岸を戦後日本のリーダーと認識し、相応の対応をとっていったようにです。

さて、A級戦犯として起訴されたのは二八人。このうち東条英機、板垣征四郎、武藤章ら七人に死刑が確定し、絞首刑が執行されます。執行日は一九四八(昭和二三)年十二月二十三日でした。その翌日、つまり四十八年十二月二十四日、一人の元A級戦犯が釈放されます。彼の名は岸信介。劇的といえば、あまりに劇的な展開でした。

ただし、出所後も、岸は公職に就くことは許されませんでした。しかしこれも、五十二年の公職追放令の解除によって解かれます。これで岸も、大手を振って政界に復帰することができるようになります。

岸信介は「巣鴨獄中日記」という日記を書き残しています。その日記を読むと、岸は出所後、すぐに弟の佐藤栄作のもとを訪れます。そこで、タバコを吸って一服する。その写真は今も残っています。おそらくこのとき岸は、死刑を免れ、無罪放免になったことを心底、実感したのではないでしょうか。

いささか無批判すぎる記述という難点はあるかもしれないが、それゆえに却って事実は伝えられているかとも思い、敢えて長文の引用を試みた。

さて、それはともかく、こうして巣鴨プリズンを出所した岸信介氏が辣腕を振った結果、一九五五年には保守合同がなつて「自由民主党」が結成され、その二年後には岸内閣が誕生してやがて上述の六〇年安保を迎えることになるのである。しかるに、このような時期を経て長く今日にまで及ぶ戦後を、敢えて単純化して言えば、『日

本国憲法』以来の戦争放棄の民主主義と、「自主憲法」を叫ぶ「集団的自衛権」論者の自由主義との聞き合ひだったと見做しうるかもしれない。もっとも、アメリカの強い支援を受けていた後者が断えず優位に立ってきたのは当然であるが、アメリカにレーガン大統領(R.W.Reagan、一九八一—一九八九年在位)、イギリスにサッチャー首相(M.Thatcher、一九七九—一九九〇在位)が誕生した以降に登場した中曽根康弘首相の時代になると、後者の優位は決定的なものとなる。一九八六年十一月には国鉄分割・民営化関連八法案が成立、中曽根政権下で労働組合運動の弱体化が進み、これはそのまま、二〇〇五年の小泉政権下の郵政民営化へと引き継がれるのである。しかも、この労働組合運動の弱体化を促進した世界的な潮流こそ、一九九〇年のドイツ統合の直後にやってきたソヴィエト連邦の崩壊にほかならない。これによって、世界は、弱者を資本家の「搾取(Exploitation, exploitation)」から守らんとするマルキシズムの経済理論まで崩壊したかのように錯覚し、あらゆることに市場原理を適用すべく規制を取つ払って資本主義一辺倒へと突き進んできたのである。これがアメリカ主導の「グローバルイゼーション(globalization, mondialization)」にほかならない。かくして、このような世界的潮流を、日本における大学の研究や教育に密接する側面から限定して要約すれば、「自主憲法」を叫ぶ「集団的自衛権」論者の自由主義に基づく自国讚美の研究や教育を強調する人が、『日本国憲法』以来の戦争放棄の民主主義に基づく自国批判の研究や教育を、「自虐史観」と決め付けて、研究や教育にも市場原理をどんどん注入しようとし

ているのがその大勢といつてはなるのだが、「このことはその元凶ともいつつき「グローバリゼーション」とはなにかを、多少はこの動向に批判的なフランスの本にまつて見ておきたい」。

Aujourd'hui, la mondialisation est assimilée à la prééminence des Etats-Unis, et le terme « mondialisation », traduction française de celui de globalization employé par les Américains au début des années 1980, marque à la fois la victoire du libéralisme sur le communisme et le profit qui tire de cette victoire (accès au rang d'hyperpuissance, orchestrant et dominant le village planétaire). C'est ainsi que la mondialisation est souvent entendue comme l'américanisation du monde.

Présenté comme un phénomène inévitable, d'ordre quasi naturel, il défilerait sur nos sociétés comme une forte pluie dont on peut attendre à la fois des effets fertilisateurs et de graves dégâts matériels. Grâce à l'essor des technologies, il permet aux marchés financiers du monde entier d'être en relation permanente et ainsi d'accroître leur pouvoir. Au point d'avoir pris beaucoup de pouvoirs aux Etats eux-mêmes.

現在、グローバリゼーションはアメリカ優位の状況と同一視され、一九八〇年代にアメリカで使われはじめた「globalization」という言葉が、世界的に使われるようになった(フランスでは「mondialisation」という言葉が使われているが)。「このことは、生産主義に対する自由主義の勝利を際立たせるとともに、「この勝利

から自由主義が導き出した利益を明示してもいる。地球村を組織し支配する超権力に、アメリカが接近したということである。そのため、グローバリゼーションというのは、「世界のアメリカ化 (l'américanisation du monde)」、であるを理解されるべきがよい。

かくして、グローバリゼーションは自然現象的な不可避の現象として現前し、地球上の諸社会に暴雨のように降り注いで、そこから豊穡な経済的效果と深刻な物質的被害の双方が現出しようとしている。グローバリゼーションは、テクノロジーの飛躍的發展のおかげで、世界中の金融市場が恒常的に関係を取り結ぶことを可能にし、したがって金融権力の増大をもたらした。そして、金融権力は国家から多くの権力を奪うほどになった。

そして、この「世界のアメリカ化 (l'américanisation du monde)」であるグローバリゼーションの今時の象徴的催し物がつい最近の六月上旬(六 八日)にドイツのハイリゲンダムで開催されたサミットであった。そのテーマは、右の引用を踏まえて言えば、「豊穡な経済的效果」と「深刻な物質的被害」との調整であったはずであるが、もともと欺瞞的な会議にその解決策などありうるはずもない。案の定、温室効果ガス排出量削減目標の数値化などは見送られたのであった。その会場には反グローバリゼーションの運動家が押し掛けたとの報道もテレビでは見かけたような気もするが、私の不注意かもしれないものの、新聞では大きな報道として見た覚えはない。もっとも、その反グローバリゼーション運動も、グリーンピースみたくのが主だったとすれば、クジラやイルカを守るのと同じ感覚で地球

の環境保護を叫んだだけなのだろう。地球を本当に守りたいならば、まずはクジラやイルカよりも人間を守り、そのためには、戦争と貧困の絶滅をなによりも願う静かな勇氣に基づく着実な行動が必要なのではないかと、私なら思う。それなのに、あのフランスでさえ、その結果サミットにも出席することになったサルコジの勝利によって、アメリカの軍門に降ったかに見える。

一方、日本では、そんな世界の動きを真面に受けて、静かで着実どころか、喧噪なグローバリゼーションの乱舞の中で、「骨太の方針」とか「美しい国」とかあまり意味もないスローガンを叫んで、だれも責任を取ることのない「家族主義」に群がり出している。それを加速させるべく、政府の教育再生会議は四月末に「親学」の提言をささ¹¹したが、これはいくらなんでも非道いと判断されたか、目下立消えの感じではあるものの、いつ復活してくるとも限らないだろう。現に「ハンカチ王子」の「斎藤」ブームはまだ続いており、しかも、それに輪をかけるかのように「八二カミ王子」が登場し、「家族主義」の大人たちが十五歳の子供に纏わり付いて、教育の見本ここにありというように振舞って、政治家や役人たる大人自らの無責任さを顧みることもなく、美しいお説教を垂れようとしている。戦争の責任も不正経理や談合などの責任も問うことなしに、よくも「教育」という言葉を口にするものだとほとほと感心するほかはない。沖縄の集団自決も、軍の強制力もなしに、自ずとなされたように、今後は、学校の教科書でもなるようであるから、近々、先の大戦も戦犯に値する責任者などだれもなしに自然に起ってしまったか

のように記述されるようになるのかもしれない。また、このようなことを全て容認している安倍内閣の閣僚の一人が、五月二十八日に、「安倍総理 日本国万歳」の遺書を残して自殺した。全くもって無責任な話である。しかし、閣僚の自殺は戦後初めてだという。曲りなりにも、その間はやはり民主主義はあったのだろう。また、その死を「侍だ」などとほつきり褒めたのは、私の知る限り、石原都知事だけで、その後は続かなかつたから、まだ無責任を許さない民主主義は私たちの中にも残っているのだということを感じたいのである。

二

「大学の理念」と銘打ちながら、それを取り巻く世界の動きをグローバリゼーションに至る今日にまでわたって余りにも大掴みに描き過ぎたとの印象を与えているかもしれない。しかし、敢えてそうしたのも、グローバリゼーションの波は既に日本の大学にも深く浸透していて、全ての大学は、国の自由主義経済政策に基づく「豊穡な経済的効果」をより一層挙げるべく、市場原理もしくは競争原理を導入し、国の手先きとなって学生を教育する方向に既に走り出してしまうのではないかと感じられるからである。

従って、もはや一大学が国策に批判的になったとしても、その国策を大きく変更するなどということは到底無理だという状況に立ち至ってしまったものかもしれない。六月二十日に参院本会議で可決成立した「学校教育法」「地方教育行政法」「教育免許法」の教育関連三法の改正案は、これによって国が教育に対する関与を強化し

たと新聞報道などによつても明確に指摘されているとおりのものであるが、その大枠は昨年十二月十五日に成立した改正教育基本法によつて決つていたのである。しかるに、所謂「教育基本法」なるものは、聞き囁りの私見によるところが多いかもしれないが、永い歴史を経て教育の基本がしっかりと根付いているような国には余り必要はないと思われるものの、明治維新後の日本ではその基本に相当するものが「教育勅語」の下賜によつて与えられ、「教育ノ淵源」が「国体」である天皇に求められていたゆゑ、戦後の『日本国憲法』によつて「国体」が「民主」に変わった以上、その点を明記する必要があつたと考えられるのである。従つて、「民主」の理想が実現されたので最早「教育基本法」なぞ不要になつたといふのならともかく、「民主」に対して国が改正によつて益々関与して管理を強めるといふのであれば、その方向は明らかに「民主」に対して逆行していると言わざるをえない。旧「教育基本法」と改正「教育基本法」とを比較すれば、その逆行は明白なのが、今は、旧「(前文)」および第一条より第三条までと、改正「前文」および第一章としての第一条より第四条までとに示される教育の目的や理念に関する微妙な相違には触れず、それ以下の条項の実施と行政に関する大雑把な違いのみを指摘しておきたい。この部分は、改正「教育基本法」においては、第二章「教育の実施に関する基本」および第三章「教育行政」と章分けされた上で、旧の第四条より第一〇条の計七条が、第五条より第一七条に及び計一三条へとほぼ倍近くに増えているのである。これによつても、いかに管理に関わる実施や行政の部分が重

んじられているかが分かるであろうが、新たに加えられた項目名だけでなくも記しておけば、「大学」「私立学校」「教員」「家庭教育」「幼児期の教育」「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」となる。しかし、こういうことを一いち国によつて指導され管理されなければならないのだとすれば、この日本は、まだほとんどcultivate（耕作）されていぬ余程の未開で野蛮な国なのかもしれない。その国の首相が、この国を自然の「美しい国」と言ったのも成程と頷けそうな気もするのである。しかも、未開の野蛮な国であるならばたくましい蛮勇も同時に兼ね備えうるかもしれない。新聞報道によれば、六月十九日夕の参院文教科学委員会の総括質疑で、安倍首相は、「経済がグローバル化する中で、世界で競争に勝ち抜くたくましさも必要だ。競争力とたくましさと美しい心のバランスを達成するのも教育の役割ではないか」と答弁されたとのことである。絶妙のバランス感覚なのかもしれないが、この感覚で改正「教育基本法」の中に「大学」（第七条）が含まれてしまつたものではたまつたものではない気もする。そもそも「教育基本法」とはなにかと考えれば、「大学」はその中に条文化されるべきものであるうか。先に「前文」には触れないと断つてしまつたが、この点だけを見るため、必要な新旧の条文の一節のみを左に對比して示してみよう。

旧　ここに、日本国憲法の精神に則（のつと）り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

改正　ここに、我々は、日本国憲法の精神にのつとり、我が国の

未来を切り拓ひらく、教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

両者を比較すると、後者における実務線箇所の付加や点傍線箇所の変更は、全体の意図を微妙に違った方向へ動かそうとする働きを担っているように感じられるが、今はそのことを問わないとすれば、「教育基本法」とは新旧ともに「教育の基本を確立」しようとする意図においては一致しているといふことになる。しかし、「大学」がその基本を踏まえることは当然だとしても、その基本法の規定の中に、「大学」が今新たに含まれなければならない必然性でもあるといふのであるが、私にはよく分からないのである。

一般的なことでも私には分からないことが多いが、法律的なことになれば益々そうではあるものの、今時そうも言っていられないので、可能な限り私の常識を駆使して、現在の「大学」の問題を、身辺より一般的な事柄へと考えていってみることにしたい。

さて、常識的に言つて、「大学」の「自治」とか「学問」の「自由」とかいうのは、そこに守るべき「理念」(idea)があるから、それを国家やそれに準ずる権力機構によつて不当に犯されてはならないといふことだと考えられる。そして、不当に犯されていない限り、「大学」も法治国家の中に位置づけられている以上、国の法律に従つことは当然のことである。私立大学としての駒澤大学は、その規程を「学校法人駒澤大学寄附行為」として、目的に關しては次のように定めている。

この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に基づき

大学の理念(符合)

学校を設置し、仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神に則り、学校教育を行うことを目的とする。

従つて、学校法人駒澤大学は、今回の「教育基本法」と「学校教育法」の改正によつてそれ相應の変化を強いられることになるが、この二法と「私立学校法」との厳密な関係も私は知らないの、今は以上の三法をひとまず置いておくことを許して頂けるならば、学校法人駒澤大学にとつて最も重要なことは「仏教の教義」と「曹洞宗立宗の精神」にあることは論を俟たない。しかるに、この問題については、長い歴史的な経緯も加わつて、複雑な議論が展開されており、そのうちの若干には本稿でも触れざるをえないと思うが、紆余曲折して焦点が呆けてしまつても困るので、まず私見を示しておきたい。

「仏教の教義」とは、仏教の開祖である仏陀(Buddha)シャーキヤムニ(Sakyamuni、釈迦牟尼)の説いた言葉およびそれに基づいて展開された教義のことで、具体的には「三蔵」を指す。「三蔵」とは、仏陀が「思想(disit 見)」や「哲学(abhidhamma 論)」に關して語つた言葉と信じられている教説の集成である経蔵およびそれに基づく弟子の議論の集成である論蔵との二蔵と、仏陀が「習慣(sīla 戒)」や「生活(vinaya 律)」に關して語つた言葉と信じられている教説およびその教団の解釈等の集成である律蔵との合計三つの蔵(pitaka)であるが、経論の二蔵は、論理的もしくは倫理的に正しいと判断の下つたものであるから、多くの場合「善である」とされるのに対して、最後の律蔵は、習慣や生活が時代や地域によつて変化

するもので論理的もしくは倫理的に一方的な善悪の判断を下すことのできないものであるから、多くの場合、「無記である」とされる。従つて、「仏教の教義」に則るとは、「三蔵に基づき、律蔵に由来する」「無記」なるものを、「習慣」や「生活」として容認しながらも、それに対して絶えず、経蔵や論蔵に由来する「善」なる「思想」や「哲学」によつて論理的もしくは倫理的な判断を試みていこうとする「こと」でなければならぬ。しかるに、「無記」なる「習慣」や「生活」のみに留まつていたならば、それは単なる「土着思想」にしからず、決して「外来思想」としての「仏教」であることはできない。それゆゑ、「仏教」であることの正しさを決するのは、最終的には必ず「善」なる「思想」や「哲学」「に基づき」知性 (prajñā) 般若「慧」による議論においてでなければならぬ。そして、この知的な局面には、情意に密接する「習慣」や「生活」を自明の前提として持ち込むようなことは厳に慎まなければならぬのである。しかも、「仏教」における以上のような二面性、即ち、「思想」と「哲学」に関わる側面と、「習慣」と「生活」とに関わる側面とは、日本の奈良時代の律令政府側にも明瞭に認識されていたことであつて、七一八（養老二）年に太政官より僧綱に発せられた布告において、前者は「学習諸義」、後者は「修道禪行」として押えられていた。ただし、残念なことは、後者に依りながら必ず前者でなければならぬというようには認識されておらず、人の向き不向きによつていずれか一方に依つてもよいとされていふことである。

では、次に、「曹洞宗立宗の精神」とはなんであろうか。これには

「仏教の教義」以上に多くの議論がありえようが、議論の呼び水になるなら却つて光栄なので、簡単に私見を述べさせて頂きたい。この場合、曹洞宗が仏教の一宗派であることは大前提であるが、その日本の曹洞宗の宗祖が道元である。しかるに、道元が仏教の一宗派の宗祖である以上は、宗祖無謬説に立つてはならないと私は思う。勿論、これは、道元のみならず日本の仏教の各宗祖に適用されるべきである。私は思うが、いかなる宗祖も仏教の宗祖である以上は仏教の正しさに従うべきであり、従つて、宗祖も謬りうるという可能性を残しておかなければ、仏教の正しさよりも宗祖の絶対無謬であることに脆かなければならぬことになるからである。しかし、宗祖を無謬とすること自体が「仏教の教義」に則ることとは矛盾するであらうから、やはりこのようなことは避けられなければならないであらう。確かに、初期の道元は、「禪」を突出させて、「宗」となし、「学習諸義」を無みして只管に「修道禪行」することを勧める傾向にあつたかもしれないが、晩年は「仏教の教義」に則つて、「学習諸義」することを強調したのである。その道元の言葉を次に示しておこう。

いかなるか邪見、いかなるか正見と、かたちをつくすまで学習すべし。

なにが誤つた思想 (mithyā-dṛṣṭi) 邪見) であり、なにが正しい思想 (samyag-dṛṣṭi) 正見) であるかを死ぬまで学習すべきであるとの主張であるが、これは「仏教の教義」に則つた主張でもあるゆゑ、私はここに道元の「曹洞宗立宗の精神」を見出したいと思うのである。しかし、「仏教」の「正しい思想」とは、必ずしも試験問題の解

答のように既に正解が用意されているわけではない。従って、常に無数の課題を抱えた「習慣」や「生活」に向つても、「仏教」の基本命題である「無我説(靈魂否定説)」「や「緣起説(因果決定説)」の解釈を踏まえて「思想」や「哲学」の観点から可能な限り正しいと思われる判断を議論を重ねながら下していくのでなければならぬのである。

以上で、「仏教の教義」と「曹洞宗立宗の精神」とはなにかについての私見を述べたが、この「仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神」「こそ学校法人駒澤大学独自の「理念」にほかならない。そして、この「理念」に基づいて法人下に設置された諸学校が駒澤大学を筆頭とする諸施設である。ここでは、このうちの、特に、学校法人駒澤大学とその傘下の駒澤大学と、および、その両者の関係とを問題とすることにしたいが、前者の常任理事会は、理事長、総長、駒澤大学学長、駒澤大学副学長、駒澤大学事務局長によって構成され、そこには後者の代表三名が加わっていることになる。このうち、理事長は、「この法人を代表し、その業務を総理する」(第一四条第一項)ものとされ、総長は「建学の理念の具現につとめ、この法人が設置する諸学校の教学を総括する」(第五条第二項)ものとされている。しかるに、その法人傘下の駒澤大学学長は同大学の長としてその全教職員の投票による選挙によって選ばれたものであり、同副学長はその学長によって指名され全教職員の承認を得たものである。そして、ここまでは、私にもある程度は分かるのであるが、駒澤大学事務局長の位置付け辺りから私にはどうも訳が分からなくなつてきて

しまふ。常識的にいえば、事務局長も副学長同様の決定のされ方でよいのではないかと思うのであるが、現状はどうもそうではないようである。私から見ると、事務局長はまるで駒澤大学事務局長というよりは学校法人駒澤大学事務局長の位置付けがなされているように思われてしまふのである。しかし、大学では今この事務組織の問題が焦眉の急として認識され検討されていることがもしいないので、本稿では省くことにしたい。

さて、かかる問題があるにせよ、「大学の理念」の問題からいえば、学校法人駒澤大学独自の「理念」即ち「仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神」に則つて、総長がその具現につとめ、理事長がその業務を総理し、その傘下で駒澤大学の教職員を代表する学長と副学長がアカデミックなその現場で当の「理念」を活かしていくことができらるならば当面はなんの問題もないはずである。しかし、現実はその簡単に問屋が卸すことはなく、過去十数年に限つてみても、問題は山積している。そもそも学校法人駒澤大学は上述したように、「仏教」の「思想」や「哲学」という「理念」によって設立されているのであるが、その正体は、経営という観点から、絶えず首利に走りがちで、国策が競争原理を導入すれば当然そちらを見て戦々恐々としていだけであるから、「理念」などはほとんど忘れ去られている。それでも、法人傘下の学長がアカデミックな現場からその善利行爲をチエックし「理念」を高く掲げてくれるならばまだしも救いなのだ。が、仏教学部から出た学長であつてさえ、経営権の方に加担し、「理念」の話も、「仏教」というよりは、ヒンドゥー教的な話や禅を宗と

する話が多かったような気がする。そういう学長を送り出してしまふ結果となつた仏教学部はその責任を感じて学長批判を試みたこともあつたようであるが、ほとんど「蛙の面に水」のごとくであつたらしい。

私もこの種の批判を処々で述べたり書いたりしてきたつもりであるが、敢えて絞れば、次の二点を挙げる事ができる。

- ①「建学の精神と仏教」『教化研修』第三三三号（一九九〇年三月）、一一二—一一七頁

- ②「苦行批判としての仏教」『駒澤大学仏教学部論集』第二四号（一九九三年十月）、三一九—三五四頁

①は、当時の仏教学部長で現在名譽教授の岡部和雄先生の御教示を活かす形で、当時「建学の精神」として用いられることの多かつた「信誠敬愛」の非仏教性を論じたもの、②は、当時の阿部肇一学長下の全学教授会において仏教学部の全学教授会委員であつた松本史朗博士がその頃地下鉄駅に掲載されていた「建学の理念」について学長の見解を問い質したことを、同委員であつた伊藤隆寿博士が仏教学部教授会に丁寧に報告されたことに端を発して、私見を述べたものである。

それから十年余りを経て、私が駒澤大学教職員組合の第三〇期の執行委員会の一員となつた時、こういふことには全く無能な私は、せいぜい会議の後に湯飲み茶碗を洗うことぐらいの役にしか立てないと思つていたところ、ある時点で、委員長と書記長より、いずれ団交で「寄付行為」や「建学の理念」を取り上げたいと思つている

のでその時にはよろしくとこの問題追究の役割を授かつた。これなら私でも多少本腰を入れて取り組めるかもしれないと考えて、団交で余り無駄をしないように、予め当時の大谷哲夫学長に次のことを確認しておいて欲しいと、二〇〇四年四月二十一日付で「寄付行為」「建学の理念」に関連して団交で取り上げる以前に確認しておいて頂きたいこと」と題する文書を委員長と書記長に提出した。それを示せば左のとおりである。

「建学の精神」として一般に「信誠敬愛」「行学一如」とが用いられるが、最近の、とりわけ大谷学長下では、前者よりも後者即ち「行学一如」が多用されているようである。しかるに、両者を比較すると、前者が「駒澤大学」に改称された一九二五年当時の第八代学長忽滑谷快天の時に主張され、校歌にも採用されてそれなりの歴史的根拠は認められるのに反して、後者の「行学一如」には、その種の根拠すら薄弱のように思われる。

私の知る限りでは、大東亜戦争当時に、軍事教練と大学の学問とが不離一体のものであることを強調するために叫ばれるようになったスローガンとも聞く。事実、大谷学長の先の卒業式における訓話では、NGO活動に加わつてイラクで勇敢な活動をなしている駒大生に対する称賞が、まさにその「行学一如」のスローガン下でなされたのである。

そこで現当局には、文禄元年創設の旗幟林以来の永い歴史はともかく、恐らくは「信誠敬愛」よりも新しい「行学一如」の歴史の経緯を調べてお教え頂きたい。万一、不明なら不明であつても

かまわないが、その際には大谷学長のこれを用いる根拠が問われるであろう。

そして、この文書の末尾には「当方よりの資料」として前掲の①と②を書き添えたが、それから十日前後を経て、これは文書のままで確実に学長に伝えられたと書記長より私は確認を頂いたのである。しかし、その後、私は何度か委員長や書記長には催促したものの、終に当局とその第三〇期の組合執行委員会との団交の席でこの問題が取り上げられることはなかった。それどころか、この時期の学長は、大学の教職員の代表として団交には必ず出席すべきであるという自覚よりは、まるで法人代表の総長でもあるかのように、団交を欠席してでも法人下の別な施設である苫小牧駒澤大学へ趣こうとする気持の方が強かったのである。因みに、文書中で触れた大谷学長のイラクでのNGO活動に従事する駒大生への称讃の卒業式訓話は一〇〇四年三月二十五日になされている。その訓話の要旨は、同日付の『駒澤大学学園通信』に掲載されていると思うので、興味のある方は辿ってみられるとよい。しかし、その訓話での称讃の前に、「行学一如」という「建学の理念」は、「仏教」の「思想」や「哲学」に照して当時の学長によってよく吟味されていたのであろうか。私は、二〇〇三年三月にイラク戦争が始まるやこれを支持した小泉首相自身が憲法に違反したとその時から思っており、また、戦争は「建学の理念」である「仏教」の「思想」や「哲学」にも合致しないと思っているのである。

大学の理念（符合）

三

しかるに、イラク戦争勃発よりほぼ三年を経た昨年四月からは、過去十年余の大学当局の継承路線の改革を訴えた池田練太郎新学長が公選に勝利して誕生したが、その継承路線の主唱者であった大谷前学長は、学長選で御自分が推挙していた方が敗れたにもかかわらず、駒澤大学の教職員の長として勝利した池田学長の上に学校法人駒澤大学の総長として「建学の理念の具現につとめ」るべく位されたのである。しかも、その根拠を問い質されている「行学一如」についてはなにも答えようとされずに「仏教」としては極めて根拠薄弱な「行学一如」を執拗に繰返して今日に至っていることはやはり大いに問題とされなければなるまい。そして、どうあっても「行学一如」が「仏教」と矛盾していないと言い張られるならば、戦前からの経緯から見ても「行学一如」が国策と一致していたことは明らかであるから、駒澤大学には国策から守るべき独自の「理念」などは全く存在せず絶えず国の手先となって右往左往しなければならぬことになるだろう。しかし、通常は、「理念」の方に永続性があるから、それに従って、国策には流されず、「大学」の「自治」を守り、「学問」の「自由」を謳歌したいということになるのではないだろうか。

そこで、次に、なんの検討も加えずに「行学一如」のスローガンにしがみついている学校法人駒澤大学総長大谷哲夫氏の実態を現時点で見えておくことにしたい。今年の三月に刊行された駒澤大学教育

後援会の機関誌『会報』第一三七号に、総長は「駒澤大学 如是伝聞」なる一文を寄せている。「如是我聞」の「伝聞」に依るのでなく、流言飛語の風説に依るといのであるから、題名からして見識に欠ける一文のだが、その風説には三話あり、三話それぞれに簡単なコメントを加えて「行学一如」を打ち上げるといのが一文の趣意である。ここでは、その三話中の第一話に関連する件だけを取り上げれば、総長の好加減さを指摘するには充分と思われるので、左に「イラク支援のボランティアでのこと」と題された第一話とそれに対する総長のコメントを順次に示して私見を述べてみたい。

あるところである人が、イラク支援のボランティアを学生に呼びかけたところ、かなりの人数が集まった。その中に最後まで持つかな、と思われるいかにも現代風の若者がいた。ともかく現地に行き何隊かに分れて、トラックに分乗し、イラクのある町に支援物資を持って行った。車から下りた途端に覆面をした武装グループがバラバラバラとやって来て取り囲まれた。彼等はカラスニコフ銃で脅かしながら支援物資を取り上げて持ち去ろうとした。危ないのでみんな遠くに引き上げてしまった。その時、その現代風の学生だけが一人残って武装集団に向かって何かを懸命に怒鳴り始めた。すると、不思議なことにほどなくその武装集団は物資を全部元通りにして去って行った。彼に何と言ったのかと聞くと「あなたたちの国の、困っている人たちのための、物資を持ってきたのだから、これを持って行ったら、あなたたちの国の人が困らるう」ということを英語と日本語を交えて言っただけだと平然

と答えた。その学生に後で大学名を尋ねると「駒澤大学です」と答えた。これは、たいした話だから、君に伝えるよと、友人が私に話してくれた。

この第一話は、基本的に前節末尾で紹介した二〇〇四年三月二十五日の当時学長の大谷氏の卒業式訓話と同じものである。左に、これに対する大谷総長御自身のコメントを示す。

第一の伝聞は、イラク戦争の第一次が終結し、イラクの内情が現在のように激化する以前、日本人三人が拘束され、その安否について日本中が騒然とし、「自己責任」ということが強く問われ、そうした問題がマスコミを賑わせる以前の話です。私の友人が、ある講演会で、ある著名な評論家がイラクにボランティアに出かけた時のことを話したことを伝えてくれたのでした。私は、その話を、何年か前の卒業式で、学生たちに「あなたの隣にいるのがその人かも知れません。一概に断定することはできないけれども、これはまさに「行学一如」という建学の理念を体現し、随所に主となる」ということの実践であるということがある面では言えると思います。ただし、二番煎じはいけません。最も危険なことです」と話したことがあります。

右引中で、総長は「何年か前の卒業式」と量した言い方をしているが、上述したごとく、この訓話は三年前の二〇〇四年三月二十五日になされたものである。私はたまたまこの訓話を同僚と共に聞いていたが、「ただし、二番煎じはいけません。最も危険なことです」とは当時の学長はおっしゃっていません。最も危険なことです、

これを今になって付け加えているのは、駒大生があのおイラク人質事件を引き起した高遠菜穂子氏ら三人のごとく、「自己責任」なき無責任な行動を採らぬように自分は学長としてちゃんと注意を促していたと言いたかったためなのかと思われる。それゆえ、右引前半の二箇所に現われる「以前」という語には、自分の訓話やそれに情報を提供してくれた人の話はそういう事件の遙か以前になされていたのだということを示したい気持が滲み出ているのかもしれない。しかし、事件が起つたのは、周知のごとくその卒業式よりほぼ二週間後の二〇〇四年四月七日のことだったのである。

それから約三年後の今年三月三日に、私は、住んでいる近くでまたま行われた高遠菜穂子氏の講演を聞くことができた。現在もおイラク入国の許可はおりていないそうなのだが、ヨルダンまで行き二〇〇四年八月からイラク支援を再開して今日に至っているという高遠氏の話はやはりしつかりした信念に裏打ちされたものであることを実感したのである。帰りには、御著書『戦争と平和』それでもイラク人を嫌いになれない⁽⁶⁾を求めサインまで頂いて家路についた。当時の学長、今の総長には、「二番煎じはいけません。」の真意はなんなのかを直接伺ってみたい気もするが、あのような事件の後でも、なお人道支援を続けておられる右の高遠氏の御著書より、本当はもっともっと引きたいところがあるのだが、二箇所だけ引用させて頂く。

(6)そして、日本の反応についてのレクチャーを受けた。マスコミの話題は、もっぱら私たちの「自己責任」に集中していて、な

ぜ人質事件が起こったのかという背景についてはほとんど語られていない、と教えられた。

どうも、よくわからない。それまで私は「自己責任」という言葉を「死んでも文句を言わない」という意味でとらえていた。実際、イラクではその覚悟で行動していたのだが、この時から「自己責任」という言葉の意味がわからなくなってしまった。この時使われていた「自己責任」という言葉から伝わってくるのは、「イラクなんか行ったお前がバカなんだよ」という冷ややかさだった。「こんでもない迷惑をかけてしまった……」と落ちこむだけ落ちこんだ。せめてもの救いは、この話を肉親の口から聞いたことだ。もし、第三者からこんな言葉が出てきたなら、ショックは倍加しただろう。

(7) 国際紛争を解決する手段としての武力行使を放棄した憲法九条は、政府のためにあるのではなく、国民のためにある。しかし、実際に武力によらず、「対話による紛争解決」を実践しようとした人がどれほどいただろうか。私たちの憲法が、世界がうらやむ平和憲法であり続けるためには、私たち自身が対話による紛争解決を実践する必要があると思う。

イラク人とともに、武力によらない解決方法を探していきたい。平和への道筋（ロードマップ）は国家が築くものではなく、ひとりひとりの、決してあきらめない気持によってでしか作り得ない。そう私は信じている。

私にとっても、今後イラクと関わっていくことは、自分の命を

「生き直す」ことに他ならない。戦争勃発後、イラクのあらゆる場所ではかなくも散っていった多くの命。その、すべてに思いを馳せて、私はもう一度生きていく。

高遠氏を落ち込ませた⁽⁴⁾で言われている「自己責任」とは、経団連を中心に導入された市場原理に基づく「規制緩和」の中での労働者の解雇に都合のよい言葉にすぎないのだが、それについては、当時、私見を述べたことがあるので、ここでは繰り返さない⁽⁵⁾。しかるに、学校法人駒澤大学総長にして二〇〇五年三月までは駒澤大学学長でもあった大谷哲夫氏は、先の第一話とそのコメントからも分かるように、現在もなお、経営者や為政者が喜びそうな「自己責任」を念頭に、ほとんど「仏教」とは思えない「行学一如」や「随处に主となる」という話を繰り返している⁽⁶⁾のであるが、私には右の高遠氏の⁽⁷⁾の発言の方が格調も高くより、「仏教」的であるとさえ思えてくるのである。しかし、「建学の理念」の具現者でもある総長がいつまでも根拠薄弱な「行学一如」を鵜飼返ししていても困るわけであるが、その現場を明示するために、先の第一話とそのコメントを含む「駒澤大学 如是伝聞」全体の結論部分を左に引いておきたい⁽⁸⁾。

今、誰もが気づき始めているのです。私たちの心の内とそれを取り巻く社会の荒廃は、何によってもたらされたのか。パブル崩壊の本質的なところは、政治的なものや経済的なものに限りません。それは先人たちが永い年月をかけて築いてきた。日本人が矜持すべき清浄な精神文化の基本的喪失にもあるのです。特に、戦後教育が半世紀以上にもわたって行った宗教的情操教育の排除は、

一概に断定はできませんが、悲しくももの見事に、心なき智慧ある小悪魔集団を作り出したのです。その上、無宗教であることこそが最上とまで信ずる人々を世に氾濫させてしまったのです。
(中略)

ところで、人材の養成ということは、大学を含めた教育の現場ではいつの時代にあっても、常に現実の新しい問題として背負い続ける大きな課題です。

私は、二十一世紀、「このころの時代」を担うのは本学の学生たちであることを信じて疑いません。本学の学生たちが、「随处に主たる」ために、本学の建学の理念「行学一如」の精神を正しく身につけ、世に具現化することを祈ってやみません。(傍線袴谷)

二〇〇四年三月二十五日に、当時の大谷学長の訓話を私が聞いたときには、六十年ほど前の戦時下においても、まさにこのような「行学一如」のスローガンの下に当時の駒大生は軍事教練をなしたり、戦場に送り込まれたりしていたのではないかと思われたのであるが、右引の結論を読んだときも全く同じ気持であった。しかも、右の結論部分は、私から見れば、一語一句にほとんど問題があると言ってよいくらいなのだが、ここでは傍線箇所 a e だけを問題としよう。

a と b の句は文脈上対峙しており、a 句は戦前の讚美すべき点、b は戦後の非難すべき点と総長は見做しているが、a 句の「清浄な精神」とは戦前の「大和魂」と通底し、しかも、b 句の「心」とも同じものと解釈しうるものである。それゆえ、その「心」を否定しそれと逆の「智慧」を肯定するものは、「小悪魔集」と総長には映ずる。

しかし、そのような「心」や「精神」を否定し、「智慧」を肯定することこそ、「仏教」なのである。従って、私には、総長こそ、「仏教」の「知性」や「理念」を否定しているので、この語が指示する「無宗教」を体現している人のように感じられる。因みに、一般的には、「信仰」や「信念」や「主張」のない日本的な「心」や「精神」に富んだ土着的あり方が、「無宗教」と言われることの方が多いのではないだろうか。そして、その土着的な「無宗教」の形なき「心」こそ、二〇〇二年に文科省より全国の小中学校へ配布された『心のノート』の「心」であり、総長の強調するこの句の「こころ」なのである。それゆえ、そのような「心」や「こころ」を表わす「行学一如」にはいかなる「知性」や「理念」や「信仰」や「信念」や「主張」もないので、このスローガンこそは、臨機応変に国策に便乗して「随処に主となる」べく人に拍車を掛ける標語にほかならない。かくして、「建学の理念」の具現者たるべき総長が、「仏教」について「学習諸義」⁽³⁾もしないで、学生に向って、「仏教」に基づき「理念」も全くなしに、ただ国策に従えといっていることになるから、これは、たいた話だということになるのである。

しかるに、総長が右の一文を草する前に、「学習諸義」してさういえば、「行学一如」とは、「仏教」に基づくものではなく実は国策に従うものであったということ、あるいは学びえて自説を撤回しえたかもしれないと思われる論文に、遅くとも今年の正月上旬には出まわっていたと思われる石井公成博士の「行学一如」の歴史的背景

橋田邦彦の主張を中心に「⁽⁴⁾がある。本論文は、「行学一如」の

大学の理念（符合）

用語や観念が当時の文部大臣であった橋田邦彦の一九四一（昭和一六）年代の「師範学校長会議に於ける訓示」や「日本諸学振興委員会教育学特別学会挨拶」などに由来することを突き止めた後、直接的には橋田が文部大臣を辞した翌年の一九四四年二月十六日に発せられた「勅令第八十号」「国民学校令等戦時特例」に由来するのではないかということをも初めて指摘されたものであるが、その意味で画期的な論文と思われる。ここでは、石井論文からの孫引きによって、その「勅令第八十号」を示させて頂くことにしたい。

惟フ二行学ヲ一體トシ文武ヲ一如トシテ能ク皇国民ノ錬成ヲ効スハコレ我力教学ノ本義ニシテ最近数次ニ巨ル教育改革ノ趣旨一二此ニ在リ。

「数次ニ巨ル教育改革」は最近もまた行われていると言うべきであろうが、今また「行学一如」を用いるというのであれば、駒澤大学のキャンパスでは、一九四一年から終戦の一九四五年までにかけて盛んに流布されていたという、その用語の意味を厳しく反省した上でここでなければならぬであろう。しかし、いくら反省したところで、その意味は、「仏教」の「学習諸義」には決してならず、せいぜい「修道禅行」くらいにしかならないであろうというのが、今の私の気持である。

ところで、私は、この石井論文によって、個人的には更に別なことを学びえたと思う経験をした。それは、石井論文の指示によって、中村顕一郎氏の「十五年戦争下の朝鮮・台湾における教員「研修」なる論文を知り、その論究により私が永らく「研修」に抱いていた

思いが「いち腑に落ちていく気持がしたからである。ここに、中村氏の研究の意図を、同氏の語るままに、示しておきたい。」

一五年戦争下の朝鮮・台湾における教員再教育の理論的背景とその実践とを、日本本土との関係において検討していく際に注目しなければならぬのは、再教育のために設立された両方の機関名に、「研修」という言葉が使用され、教員再教育が「研修」という名目の下に行われていたということである。佐藤幹男によれば、「研修」には本来、現代のような「現職教育」という意味はなく、「学問を研修する」というように「研究」とほぼ同義に使用されていた。しかし、その「研修」は一九三八（昭和二三）年の教育審議会において、国家を絶対化・神格化するイデオロギー（「国体思想」や「皇国史観」等）を持った教員を育成するという「現職教育」的な意味が付与されて、「研究」と「修練」という用語が結合された。「研修」として、新たに作り出された概念であった。現在、教育公務員特例法には「研修」を規定する内容として、教育公務員は、その職責を遂行するために絶えず研究と修練に努めなければならない（傍線引用者）^{②③} という第一九条が存在していることから、も、「研修」は「研究」と「修練」という意味内容を持つことが、広く認識されていたといえる。一般的に使用されている「研修」であるが、この概念が最初に公的に使用され、「研修」が実践されたのは、一五年戦時下における朝鮮・台湾であったという事実注目しなければならぬ。

中村氏は、このような研究意図の下に、国民精神文化研究所の役

割を中心に、一五年戦時下の朝鮮や台湾における教員研修の実態を実証的に批判的に考察しているのが、私には、「研修」に関連する諸語の意味の検討に若干問題が残るよう感じられる部分がある^④にせよ、ほとんどが説得的に思われるのである。そして、この御成果を私なりに活かさせて頂くとするれば、「研修」が「研究」と「修練」の二義を兼ね持つとしても、その二つは決して対等なものではなく、「研」は「国体」のような本体である「修」の方に収斂していつて、「一如」となっていると考えなければならぬ。その意味で、「研修」は同じ時期に育った、「学」が「行」に収斂している。「行学一如」と同じ穴の貉なのである。

中村氏は、その「行学一如」とも全く同じ用法の「行学一体」にも末尾で触れておられるが、更に、最末尾では、問題の、「研修」なる語が戦前とほとんど同じ意味で現在もなお使用され続けていることに危惧の念を表明されておられる。ここでは、そのことを直に感じて頂くために、中村氏が、考察の途中で示された諸資料中より、教育審議会における教員再教育に関するものを孫引きさせて頂くことにした^⑤。

今度ノ新制度ニ依ツテ国民学校トナツテ内容力変ワルノデアリ
 マスカラ、ソレニツキマシテ八現在ノ教員ニ対シテ如何ナル再教
 育ヲスルカト云フコトニ付テ御諮リヲ致シマス、同時ニモウ一ツ
 八長イ間教員トナツテ居ルト、今日ノ教員ノ制度デアツテ八十年
 一日ノ如ク教員ハチツトモ向上イタシマセヌ、時々講習会ニ出ル
 位ノ程度デハイケマセヌカラ、モツト具体的ニ三三年若シク八五年

目位二八教員ニ対シテ再教育ヲシテ、教育ヲ遅レナイヤウニシテ
行ク方法ヲ講ズルト云フ此ノ二ツノ意味ノ再教育ガアリマスガ、
ハジメニハ此ノ新制度ニナツテ現在ノ訓導ニ如何ナル再教育ヲ施
シタラヨイカト云ウコトヲ一ツ御論及ヲ願ヒタイト思ヒマス(一
九三八年九月二十三日の教育審議会諮問第一号特別委員会第十六
回整理委員会における林博太郎整理委員長の発言、傍線・傍点引
用者)

この発言はほぼ七十年前のものであるが、これと同じことが今起
つていたのである。昨年十二月十五日に成立した改正「教育基本法」
の成立の後を受け、安倍首相は、今年の一月二十四日に首相官邸で
開かれた「教育再生会議」(野依良治座長)の総会で挨拶し、教員免
許の更新制を導入する「教員免許法」を含む教育関連三法の改正案
を国会に提出することを明言した。その成果が、本稿の第二節冒頭
でも触れた、六月二十日に可決成立した改正案にはかならない。そ
して、この教育再生の波は、「研修」という名において既に大学にも
及ぼつているのである。

四

昨年(の)十月二十一日(土)の『毎日新聞』(夕刊)第一面には、
「全大教員に研修」との見出しで、次のような報道がなされた。長
くなるが、重大と思うので全文引かせて頂きたい。

文部科学省は大学・短大教員の講義のレベルアップのため、全
大学に教員への研修を義務付ける方針を固めた。来年度に大学設

大学の理念(符合)

置基準と短期大学設置基準を改正し、早ければ08年4月にも義務
化する。研究中心と言われる日本の大学で、学生への教育にも力
点を置く必要があると判断したもので、「大学全人時代」を迎え、
学生の質の低下を懸念する経済界からの要請も背景にある。具体
的な研修内容などは今後、中央教育審議会会で検討する。【高山純
二】

対象となる教員は大学約16万2000人、短大約1万2000
人(05年度現在)。

教員の教育内容や方法の改善のため、各大学で組織的な研究や
研修をすることを「ファカルティー・ディベロップメント」(FD)
と呼ぶ。文科省は99年9月、大学と短大の設置基準を改正し、F
Dの努力義務規定を盛り込んだ。これによりFDを導入する大学
は年々増加し、04年度は全大学の約75%に当たる534大学が実
施した。

しかし、各大学で現在行われているFDの内容は講演会の開催
や研修会、授業内容の検討会など座学中心で、実効性や効果を疑
問視する声もある。また07年度に大学・短大の志願者数と定員数
が同じになる大学全人時代を控え、経済界には「企業で戦力とし
て使える人材となるように教育してほしい」と、講義のレベルア
ップなど大学教育の充実を求める声も強い。

今後、具体的な研修内容は中教書で審議されるが、各大学は研
修内容の質が問われることになりそうだ。一方、大学院はFDが
努力義務規定から義務規定に改正され、一足早く来年4月から義

務化される。（傍線袴合）

これではまるで、大学自らが、経済界の言い成りになって、文科省の管理下で、アメリカ主導の「グローバルイニシアティブ」に打ち勝てるような学生を世に送り出すべく、教員を、近々作られうるかもしれない「自主憲法」と抵触しないような戦前と同じ「研修」によって鍛えに鍛え抜けるように、「研修」の義務規定を設ける、と言っているみたいなのだから、私はすっかり驚いて、記事に線を引いたものをコピーし、そこに若干のコメントとラッセルの Political Ideas からの原文二箇所の引用とを付した資料を、翌々日の十月二十三日（月）付で、仏教学部全教員へ配布した。ラッセルを付したのは、彼のその著書全体が「創造力（creative impulses）」と「所有力（possessive impulses）」とを問題とし、前者を増し後者を減ずるといふ願いを一貫して強調しているのだから、これは、「仏教」が「我我所（ātmān iya）」を排していく傍らで、「一切法」を対象として分析する「意識（mano-vijñāna）」を「学習諸義」によつて真に創造的な「智（jñāna）」へと高めていくよう教えていることに合致していると考えたからである。そのラッセルの二つの箇所の一方をここに訳して示しておくたい。

私は、政治領域外の国際協力の重要性を私自身の経験によつて痛感してきた。最近まで、私は、世界でもわずかな人しか教えることのできない新しい学問（a new science）を教えること（teaching）に従事していた。この学問における私自身の研究（work）は、ドイツの学者とイタリアの学者の研究に基づくもの

であった。私の学生は世界の文明国中から集ってきていた。フランスやドイツやオーストリアやロシアやギリシアや日本や中国やインドやアメリカである。私たちのだれひとりとして国家的差別感なぞを意識したものはいなかった。私たちは自ら未知の処女林に新たな道を進む文明の最前線にいたのだと感じていた。全てが共通の仕事やそのような仕事のために協力されていたので国家間の敵意は些細で一時的で無益なものと思われたのである。

文中の、ラッセルに基づいたという二人の学者とは、ドイツの数学者フレーゲとイタリアの数学者ペアノとを指していると思われるが、私には正確なことは分からない。しかし、私にも分かっているかつかいで一言言いたいことは、いかなるレベルにおいても、大学における学問（science）とは、このような研究（work）に基づいて自由に行われる teaching や discussing にしかありえないということである。しかも、そこに「学問の自由」があり、その自由を大学が「大学の理念」に基づき制度や組織によつて自発的に守ることこそ、「大学の自治」にほかならない。しかし、今や、国策が文科省を介して大学に強化しようとしているのは、「学問の自由」でも「大学の自治」でもなく、先の『毎日新聞』が報じていたように、国策に従う「研修」の実施なのである。

ところで、私が先の『毎日新聞』の記事を読んで、別に危惧していたことは、その時点で私はこのような「研修」が義務規定になるという話を全く聞いていなかったため、ちょうどこの直前に決っていた「職制変更」のように、またまた、ある日突然この年度までに

これを実施しなければ国からの補助金をカットするというような形の国側からの通達が来はしないかということであった。「職制変更」とは、具体的にいえば、今年の四月から実施された「助教授」が「准教授」に変更になるといったような一見他愛ないものであるが、私は、その背景に潜む、いかにも当然といわんばかりのアメリカ主導の大学の「グローバル化」を慎んでいたのである。そのため、私は、仏教学部全教員に先の資料を配布してからしばらく間を置いてからだったと思うが、個人的に教務部長にもその資料を示して問い質したが、今のところその種の通達は全くないということであった。やはりその「short notice」で答えを求められることになるのかもしれない。

さて、「グローバル化」といえば、駒澤大学にも「グローバル・メディア・スタディーズ (Global Media Studies) 学部」という、私個人からすればあまり歓迎しない名称の学部が二〇〇六年四月より発足してしまっただけであるが、それに先立って、やがて新設学部に移ることになる英語圏出身の数人の教員と教授会を共にしていた頃の二〇〇五年十月の教授会で、「仏教」や「仏教学」を含む卒業証書の学位内訳の英語表現を問題にしていた時に、例として私も口にした“Buddhist Studies” “Buddhism” “Buddhology” などに対し、“Buddhology” という英語などは聞いたこともないと吐き捨てるように言い切った一人のアメリカ出身教員がいた。私も無知にかけでは人後に落ちないので普段から私は他人の無知の揚げ足を取るなどという気持は全く持たない。しかし、この時はやはり、自分の

大学の理念(符合)

無知を振り向くこともしないで私どもを猛然と詰った形になったので、その場はおとなしく引き下ったものの、私はその defamatory な態度は許すことができず、次回の教授会までに A3 三枚の資料を用意、確か教授会前に配ったのではないかと思う。しかし、実際の次の十一月教授会では、その資料に基づく私の発表の機会も与えられず、議長の、「こういう話は懇親会などでなされるべきだ」という指示の下に“Buddhology”の用例のあることが分かったからよいのではないかという曖昧な謝罪がなされたにすぎなかった。そこで、ここにその資料の簡単な説明を挟むことを許された。

buddhology' boudhdologie' Buddhologie はかつてはヨーロッパを中心としよく用いられた用語と思われるが、最近ではアメリカ流の buddhist studies というような表現の方が好まれるようになったせいなのか、ドイツ語圏でも Buddhismuskunde と英語の buddhist studies に相当する表現の方が多いかもしれないが、ドイツ語圏でさえ Buddhismologie が消えてしまったわけではない。私の先の資料は学術発表のそれではないから、厳密なものでは全くなく、大学図書館で手にした任意の辞書のうち、最も古い一九六一年の Webster's Third New International Dictionary の “the theology of the deified Buddha” を始めとする辞書の数例を挙げた後、ロシアの大仏教学者 Fyodor Shcherbatskoy 教授 (一八六六—一九四二) の英訳の略伝記の例や、更に Buddha や Buddhism の呼称の略史にも簡単に触れ、現代の重要な用例として、Paul J. Griffiths 教授の On Being Buddha の次の文を示しておいたのである。⁽⁶⁾

四〇三

I shall, following David Snellgrove and to avoid confusion with 'buddhology' (which labels all discourse about Buddhism, not just that about Buddha), call this discourse 'buddhalogy'.

これは、今でもある程度buddhalogy（仏教学）という術語が流布しているから、それを前提に、それとの混用を避けるべくbuddhalogy（仏陀学）という語を採用したいと主張したもので、私には有効な説と思われる。しかるに、日本でbuddhalogyの学問的伝統も弁えずに仏教を論ずる知識人は、例えば、最近亡くなった今村仁司氏のようにbuddhalogyの系列のフランス語的な表記であるBuddho-logieを「仏陀学」として自分勝手に論究し、せうかくなされた先人の用語の提起を一顧だにせず無視して平気であるといふようなことも為出かしてしまつたのである。⁽²¹⁾ さすが末木文美士博士はその立論のおかしさにクレームはつけておられるものの、そのBuddho-logieの用語の奇妙さには触れておられない。それどころか、Buddho-logieを「仏陀学Buddho-logie」とドイツ語風に表記を改めているほどである。⁽²²⁾

そんなわけで、私は、buddhalogyでさえglobalであるより以前にinternationalである必要があるとの考えから、「グローバル・メディア・スタディーズ学部」の「仏教と人間」という講義の担当になつて以来、仏教の講義の傍ら、ラッセルのPolitical Idealsの第五章“National Independence and Internationalism”を読むことに決めている。⁽²³⁾ 因みに、ラッセルがこの著書を出版したのは一九一七年で第一次世界大戦終結の一年前であるためか、「国際政府（international

government）」のことも当然話題にされている。それから今年でちょうど九十年経つたことになるが、その間に、ラッセルの「国際政府」の夢は、第一次世界大戦後の「国際連盟（League of Nations）」、第二次世界大戦後の「国際連合（United Nations）」として結実しかかっているが、アメリカの横暴で、「国際政府」だけが武力を持つという夢からはほど遠いのである。

以上で、globalismからinternationalismにわたり、脱線と言われれば脱線かもしれないので、ここで「研修」へ戻ることにしたい。

その「研修」が今や義務として全国の大学や大学院に課せられようとしていることには先に触れた。駒澤大学も例外ではないわけだが、考えてみれば、戦前の国策と同じ「行学一如」がなんの反省もなくキャンパスを横行しているのを見ると、駒澤大学は戦後民主主義の間もずっと「行学一如」を通してきたことになるから、それと同じ「研修」も今更国の指示を俟たなくとも一貫して実践してきたことになるはずである。道理で周りには「研修」が昔からやたらと多いような気もする。元々の大学の寮である「竹友寮」に「仏教研修館」の名が冠せられたのは、一九六六（昭和四一）年秋だったそうである。また、いつから始まったか私には定かではないが、夏が近づくと、学内には恒例の「宗門関係学校教職員研修会」の案内状がやつてくる。今年は総持寺で八月八、九日に開催とのことだが、基調講演は、せうかく来て下さる講師には申し訳ないが、元サッカ―日本代表監督岡田武史氏の「人間づくり 人づくり」とのことである。そこで安倍首相が手を叩いて喜びそうなタイトルである。そして、

眼を全国に転ずれば、会社の新入社員を迎える時期には、全国津々

浦々で「新入社員研修」が行われ、その一部では裨が取り容れられているとも聞く。最近では、超過激になって、新入社員を短期間自衛隊に預けることもあると聞くが、どうも本当らしい。また、宗門の傘下では「教化研修」という雑誌さえあるくらいであるから、学校法人駒澤大学に文科省から「研修」の義務化の通達でもあれば、宗門側を代表している総長や理事長は既に「研修」は実践されていると言わなければかりに教授会にその決定を迫らなとも限らないのである。その際、法人が、我が「大学の理念」は「仏教」にあるから「研修」とは馴染まない、と突っ撥ねてくれれば理想的だが、そんなことは起りえない。「学校法人」の念頭にあるのはそんな「理念」ではなく、一般に利潤追求の経営だからである。そこへ市場原理の導入と補助金カットという国策のムチが加われれば、法人自体が国策と全く同じ旧来どおりの「行学一如」と「研修」とに拍車を掛けることに間違いない。しかし、それが権力組織の然らしむる当然の帰結でもあるとの認識を立てば、法人が本来の義務として「仏教」の「理念」を掲げて国家と対立することはほとんど期待できないので、教職員代表として学長を選んでいる事実上の駒澤大学は、学校法人直属の事務組織はほんのわずかとし、他は全て、副学長と同様に、事務局長以下の事務組織として、公選学長下に組み込むべきではないかと考えるのである。しかし、これは「国際政府」の実現より難しいことなのかもしれない。とすれば、結局、「仏教」という「大学の理念」を守ることは、絵にも描けない餅と終るほかはないのである。

大学の理念（符合）

る。

しかるに、万が一にも、駒澤大学に「大学の理念」に基づいて「学問の自由」を守る「大学の自治」組織が形成されたとしても、今やそれを実行していくことは非常に難しいと思われる。というのも、かつては、たとえ国立大学が主として役人を作り出す大学とされていても、その役人を旧制高校の時代から知性や教養において凌駕しながら悠々と自由を楽しんだから大学に残ったというような一群の学者やあるいは望んで野にあつた文学者などがいて文部省のやり方にはいろいろな形で抵抗することもあつたが、現在はそういうこともほとんど見られなくなり、ましてや国立大学がまとまって文科省などの国策に明確に反対したというような事態は全く聞いたこともないからである。

しかも、それゆえにとでも言うべきか、その国立大学も「グロウパライゼーション」化の嵐の中で市場原理の導入に納得させられて二〇〇四年四月より「国立大学法人」となった。その主導的位置にある東京大学は、「国立大学法人」化のために総長となつたような佐々木毅氏の下でそれを実現したが、その佐々木総長は、法人化実現一年後の二〇〇五年四月十三日の退任の挨拶の中で、次のようなことを述べておられる。⁵⁾

「山積した課題の一つは、過日の授業料標準額の値上げに見られるように、大学の経営の自主性や自律性を謳う制度を創設しておきながら、他方で大学の最も根幹的な経営判断であるはずのこの件についてショート・ノーティスで政府が一方向的に決めてしま

うという問題です。

しかしながら、この制度を創設させてしまった以上、こんなことは分かり切っていたことで、政府がシヨート・ノーティスで一方的に決めてくることは今後益々増えていくのではないだろうか。かつての国立大学の雄東京大学がこの有様であるから、私立大学の中堅駒澤大学が一層の苦渋を味わわれていることは言うまでもないことなのである。しかし、国立大学と違って、駒澤大学があくまでも私学の雄として「建学の理念」に燃えているというなら、たとえ一大学にならうとも「仏教」によって静かな勇氣を持って国家を批判していかなければならないであろう。

とはいえ、実際のキャンパスは既に「研修」が義務づけられているかのように感じられる。その「研修」の実状を知るパロメーターのようなものが、先の『毎日新聞』が伝えていたFDの推進度合で、それは各大学のFD推進委員会の活動や自己点検・評価の報告などに示され、これを「大学基準協会（The Japan University Accreditation Association）」が認定する（accredit）ことになるだろう。最近では学内の全学的な会議でも「大学基準協会」の判断を念頭に発言する教員の多くなってきたことを私は痛感させられている。「大学基準協会」を引き合いに出す前に、基づくべきは「大学の理念」だろうと私なら思うのである。その「駒澤大学FD推進委員会」の委員長である池田練太郎学長は、まだ学長ではなかった二〇〇四年四月の同委員会発足当時を振り返って、FDそのものに批判的であった御自分を見詰め直し、当時の批判の方に大切な視点があつたか

もしれないとの感慨を洩らされているが、同副委員長の川本勝副学長は、「好き勝手な研究をして給料がもらえらる」とか「専門領域を好き勝手に講義すれば事足りる」とかいうような意識は改革していかねばならないという方向を示唆されている⁶⁶。私自身は、どちらかといえば、学長以上に批判一方であり、好きな研究をし好きな講義をしてなにが悪いといった気持なのであるが、その私にしてからが、今や、ヨーロッパならあの『ソフィーの世界』⁶⁷にも出てくる「アカデミーの十五分（die akademische Viertelstunde）」さえ実行できずに、始業ベルが鳴ると、そそくさとまるでだれかに追い立てられるかのように教場に向う始末なのである。しかも、下手をすると、「アカデミーの十五分」の二倍以上遅れた場合には、自然休講になるのは従来からの慣行通りだが、それを制度化し、それによって私が「自然休講密告制」と揶揄したくなるものが成立しそうな勢いだという。つまり、自然休講を演じてしまった教員をその教場の学生に教務部まで通告するように指導する制度だといっているのである。

上意下達の組織においては、断えず弱い立場に虐げられている下の者に対して、彼らが、上の者の不正を正すべく勇氣をもって内部告発できるように常に弱者を守りながら奨励する制度は確かに必要なことかもしれない。しかし、教場が上意下達であつてはそのこと自体が、そこに自由な「研究」も「教育」もないことを雄弁に物語っていることになるのである。こんなことを言うとは暴言とされるかもしれないが、私なら、本節冒頭に示したラッセルの言うような teaching の万分の二でも行われているなら、多少休講や自然休講が

多かるうと授業の時間が短かるうと、一向に構わないとさえ思ふ。逆に、私は、一年以上も前に「シラバス (syllabus)」と称する形式の『講義内容』で一年間の授業予定が一回も休めないようにしかも全てが既知の集大成の伝授のように書かなければならないかのよう仕組まれていることの方に首を傾げている。しかし、その「シラバス」の考えがあるから、「休講」には「補講」をもつて贖わなければならないのだらうし、その「研修」の成果を学生に試す「試験」におけるカンニングは許すべからざることになるのだらう。しかも、今や、カンニングの不正に厳罰を課すというのは全国的な流行だところで、一科目でカンニングしたら、その学生の全科目をカンニングと見做すことさえやっているところもあるそつだが、この制度が実施されたとき、その罰則は、私のようなカンニングの起りえない試験を受けた学生にも適用されるのであらうか。昔は、数学の先生が、まだ解答のない問題を板書して解答を学生に求めたなり教場を出て行き、残された学生は相談し合つたり、代表を図書館へ送つたりしたが、終に分からなかつた、という類の話をよく聞いたことがある。現在は、こんなこともカンニングにされてしまうのであらうが、それは、私には「研修」による「管理」が進んだ結果だと思へない。こういう時期には、自分に甘い無責任な大人ほど若い下の者に對して厳しく「管理」することを「正義」と履き違えるものである。その結果、大人の側の不正は、例えば、二十年近く前の駒澤大学の英語入試問題盗難事件や、最近の慶応大学法科大学院の司法試験出題不正事件などのように、教員が責任を取つて辞任するなどという

大学の理念(符合)

ことには決してならないに違いない。このまま安倍政権が続くならば、更にサッチャー式の「教育改革」までも進めるとのことであるから、「家族主義」の「美しい国」には、イギリスとは全く別途の「管理」が滲透して「美しい国」の「研究」や「教育」の未来は真つ暗になつてしまつてあらう。

しかし、それにもめげず、駒澤大学が、たとえ一大学とならうとも、「仏教」の「理念」を静かに高く掲げて、大量破壊兵器による非戦闘員無差別殺傷は不正であると判断したならば、その不正をそれその「学問」や「教育」の場において批判していくようになるべきであらう。そうであれば、南京大虐殺や重慶空爆や従軍慰安婦問題も不正であり、広島や長崎への原水爆投下や東京大空襲も不正であり、イラクへのクラスター爆弾投下も不正であるということになり、その不正を正す根拠には「仏教」の「理念」があり、その「靈魂否定説」の「仏教」は「靈魂肯定説」の「靖国」思想に對しても「思想」「哲学」上も反對しなければならぬといふことになる。しかし、なんの「理念」もなき安倍内閣はアメリカのお先棒を担いで「グローバリズム」の言い成りで事に当るだけのことだから、お互いが友好国でありさえすれば、お互いに戦争責任もなく「しようがない」だけのことになり、防衛省初代大臣でかつ今回七月三日で辞任の久間章生氏をその典型として、昨日の発言をアメリカに向つて謝罪し、今日の発言を長崎に向つて謝罪しなければならぬといふことになるのである。

ところで、これまで私はアメリカについてあまりよくは言つてこ

なかつたかも知れないが、現今の「グローバリズム」の御本家であるそのアメリカはマジソンのウィスコンシン大学に、私は一九八一年四月より一年十ヶ月の間、駒澤大学在外研究員として滞在した。その頃はまだ「グローバリズム」という言葉も一般的ではなかつた上に、アメリカ自身がベトナム戦争の後の反省期に当り、今からでは考えられないほどアメリカの自由で民主的な良さが出ていたように思う。その中で私は、これから批判的に「仏教」を学びたいという若い研究者に恵まれるという幸運も手伝つて、私自身はあまり勞することもなく大いに家族と一緒にアメリカの良さを満喫することができた。しかるに、パソコンが目に見えて一般に流布し出したのも私のアメリカ滞在中であつたから、実は「グローバリゼーション」も今から思えば徐々に滲透しつつあつたと言つべきなのかもしれないが、私個人としては良きアメリカで大いに遊ばせてもらつたという気持ちで、駒澤大学には心から感謝しているが、その駒澤大学の「在外研究規程」も大きく変わるうとしてゐる。サバーティカル(sabbatical)の休息ではなくして「研修」だといふのである。しかも、今や大きく変わるうとしてゐるのはこの駒澤大学のこの規程ばかりなのではない。その「研修」の規模は全国に及んでいるのである。しかし、国や大学が給付する研究費などを巡る不正を正そうとする規程はよいとして、まるでカンニングの不正を正すかのような正義の名を借りた「管理」が強まっているのはおかしい。にもかかわらず、その種の「管理」に伴つて市場原理を適用した点数化現象があらゆる局面に滲透しだしているのは事実である。また、「管理」

といへば、近頃の「はしか(麻疹)」の流行に伴う諸大学の「管理」は、まるで戦時の「危機管理」の予行演習でも見るかのように誠に見事なものであつた。しかし、今回の場合に万一本当の「管理」や「規制」があつたとしたら、それは幼児期に必ず予防接種を受けさせるといふことではなかつたのだらうか。国の失政の責任だけは、今の社会保険庁などの場合のように、どんどん先送りされていくのである。

一方、大学の点数化現象は、大学を急速に「実学」の成果主義に向わせてゐる。そのためか、社会的活動における点数を一杯抱え込んだ役人や政財界人やマスコミ人が、ふと気がつけば大学や大学院の教授にいつのまにか坐つてゐる。これも大学の一種のアメリカ化なのかもしれない。昨年の夏であつたか、そんなアメリカとは関係のない一九七〇年代初めのヨーロッパはウィーンで学ばれたことのある先輩と、お電話で何十年かぶりにお話をする機会があつた折に、なにかの弾みに話が後藤新平の孫鶴見姉弟に及んだことがあるが、今はそういうことまで思ひ出す。満鉄を言つたら岸信介氏よりは後藤新平、都政を言つたら石原慎太郎氏よりは後藤新平などということが言いたいわけなのではない。私は、カンニングを全て不正だと決め付けてしまふことにさえ逡巡してゐたことから分かるように、暴力以外は、全てを一絡げに不正と断じようとは決して思つてゐるわけではないが、そう誤解されてしまつたら、取り分け、冒頭で触れた二世、三世の問題は困るからである。私は二世、三世であれば全て悪いなどは金輪際思つてはいない。自由で遊びがあつて教養

に富みどこからともなくnoblesseが薫ってくるという知性人は、やはりそういつた環境で育つ場合が多いということは否めないだろうし否もつとも思わない。私のその先輩はたまたまそういう父子二代の学者だったということであり、私にいつもNoblesse obligeという言葉を想起させてくれるのである。

しかし、私自身は、馬の骨にnoblesseは無縁とばかりに卑下し切っているわけではないが、どう見てもnoblesseとは縁遠いと自覚しながら今日に至っている。そのためでもあるまいが、つい最近も大学の公開講座で『釋道空』『死者の書』の仏教的読解」という講義を担当してお話したところ、第一回目では原稿を読まずに聴衆の顔を見て話すようにとのお叱りを受け、最後の第四回目では「世界のだれもが自分の育ったところが美しいと思っているのに日本だけが美しい国であるかのように言うのは思い上がりではないか」という私の主張の趣旨は全く認め難いとのクレームを受けた。それぞれに、私なりの返答はしたが、私はまるで学外者からも「研修」を受けているような気がしたのである。

その公開講座でも触れたことだが、私は「千の風になって」のような歌は世の中が閉塞感を漂わせている時代に流行るものだと思っている。だから、「習慣」や「生活」に密着した歌によって閉塞感が一時的に忘れられるならそれはそれで大いに結構だと思っている。しかし、危惧するのは、こういうものを題材にお説教が流行りはしないかということなのである。そんなことを危惧しながら話をしてきたのはあったが、なんのことはない、その詩の日本語自由訳者

新井満氏御自身がお説教を始めてしまったらしい。確認のために、同氏の『自由訳 十牛図』（四季社）という本を買って求めてみたが、同じシリーズで既に『自由訳 般若心経』（朝日新聞社）もあるのだという。しかし、そこに述べられているようなことが、駒澤大学の「大学の理念」である「仏教」だと決して思わなくてもいい。世の中に「三丁目の夕日」や「二丁目の朝日」がalwaysに流行ったとしても止めようがないばかりではなく、私にはお先真つ暗と映るのだが、やはり「夢」や「希望」を捨ててはならないのである。「大学」の「希望」は自由に批判を展開する若い研究者が育っているというところにしかないのである。

註

- (1) 拙稿「凡夫考」『駒澤短期大学仏教論集』第二号（二〇〇六年十月）、三三—四五頁（二〇〇六年六月一日脱稿）への「追記」として、その四五頁の最末尾に「凡夫の論」として同九月十日付で補足された一文を指す。なお、急いだ補足のため若干の誤植もあるがここでは訂正されている。
- (2) 安倍政権成立の背景と問題点については、星浩「安倍政権の日本」『朝日新書』朝日新聞社、二〇〇六年（参照）。
- (3) 安倍首相の総裁選公約の「美しい国、日本」については、星前掲書、巻末の「資料」、ii v頁を参照されたい。「美しい国」のスローガンは、その「具体的政策」全六項目中の、取り分け、第四と第六との関連において理解されなければならない。第四は外交で「強い日本、頼れる日本」にすることであり、第六は「戦後レジーム」からの脱却で自主憲法を作

り国連の常任理事国入りを果すことである。しかし、これはあるregimeからの脱却ではなく、むしろ「五五年体制」の強化というべきものである。いずれにせよ、第四と第六とを完全に行うためには、現憲法違反の武力を持たねばならないことを意味しているのである。

(4) 安倍晋三『美しい国へ』（文春新書、文芸春秋、二〇〇六年）、二二―二三頁。

(5) 小林英夫『昭和』をつくった男 石原莞爾、北一輝、そして岸信介』（ビジネス社、二〇〇六年）、二〇七―二一〇頁。私は、本書の著者がかつて駒澤大学の経済学部の教授だったことを知っていたので、一種の期待感をもって読んだのであったが、本書は私のその期待感を裏切った。満鉄史に通暁していたはずの著者であるにもかかわらず、事実の記載はともかく、取り分け、その岸信介氏に関する評価には微塵の批判も感じられなかったからである。自民党の総裁選中の安倍氏の圧倒的有利の伝えられていた時期での執筆であると断られていただけに余計そう感じたのかも知れない。後藤新平初代総裁に始まる満鉄については、著者が早稲田大学大学院へ行ってからの教え子らしいが、加藤聖文『満鉄全史』、『国策会社』の全貌（講談社選書メチエ、講談社、二〇〇六年）を参照されたい。この方が、批判的視点においても、まだ増している。

(6) 小林前掲書、二二二―二三三頁参照。

(7) Ignacio Ramonet, Ramon Chao et Jacek Wozniak, Abécédaire partiel, et partiel, de la mondialisation, Plon, 2003, pp.288-289.この和訳には、杉村昌昭、村澤真保、信友建志訳『グ

ローバリゼーション・新自由主義批判事典』（作品社、二〇〇六年）があり、その上記原文相当箇所は、一一五頁で、示した訳文はそれによるものである。また、私が初めに見たのはこの和訳の方であるが、この問題では、フランス語を第一に掲げた方がよいと考えて、その順序で引用した。なお、後者の「はじめに」では、アメリカの「新自由主義（ネオリベラリズム）」による「グローバリゼーション」の特徴が批判的に述べられているので参照された。

(8) 前掲和訳書のこの箇所には註番号が付されているが、それによって、同書、二二頁の註記を示せば、「globalization」（グローバリゼーション）という英単語は、「globe」（球形）あるいは「地球」の意、その形容詞「global」から派生した言葉で、一九六一年版の英辞典『ウェブスター』に掲載されたこともあったらしいが、一般に広まったのは八〇年代半ば以降九〇年代に入ってからである。現在でもまだ、この単語を掲載していない英語辞典もあり、また、あってもほとんど語義の説明はなされていない（伊豫合登士翁『グローバリゼーションとは何か』平凡社新書、参照）。また、「globalization」に対応するフランス語は「mondialization」であるが、これは「世界」の意味である「monde」その形容詞（mondial）から派生した語である。そして、これに私見を加えることが許されるならば、globalizationの渗透は、アメリカが宇宙開発に手を染めて地球を丸ごと支配できると考えるようになったこととは無縁ではあるまいと私は思われる。私はAn Gore, An Inconvenient Truth, Rodal, 2006 : 枝廣渾子訳『都合な真実』（ランダムハウス講談社、二〇〇七年）を見ていて

もそう考えざるをえないのである。「コアは宇宙船から撮られた青い美しい地球を守るために二酸化炭素の規制などを問題としているが、宇宙開発が軍事や戦争と結びついたアメリカのglobalismであるということを積極的に分析しようとは全くしていない。ジョン・レノンの歌も読み人知らずの「A Thousand Winds」の歌も美しく悲しい。しかし、歌が美しいからといってcountriesやgreedやhungerがなくなってしまうわけではない。恐らく中国にも世界の資本の手がのびて自動車はたちまちのうちに中国に増えていくに違いないし、貧困も戦争も、美しい地球を讃美するだけでは決してなくならないだろう。仏教は美しい言葉を否定はしない。しかし、美しい言葉を根拠にして仏教とは関係のない勝手な主張をなした場合には「言多過実」と批判したのである。拙書『仏教教団史論』、二六三頁参照。」と、私は今年の四月二十日の日付で作ったある授業の資料の片隅に思わず記してしまったことがあった。なお、このようなことを、今年の二月中に、岡部和雄先生とお話する機会があった折に、フランスでは「グローバリゼーション」のことをmondializationと言わらうと申し上げたところ、透かさず、ではドイツ語ではどうなのでしょうかと尋ねられてしまった。私は分からなかったのですが、それ以降、このことが若干気に掛かってしまったが、幸い、ウィーン大学に留学中の新井一光博士がたまたま御帰国中と知り、この件をもし分かればとお聞きしたところ、フランスのmondeのちうにWeltの系列ではなくGlobeの系列を用いるようで、多くはGlobalisierungが使用されているとお話であった。御研究には全く関係のないことを、気軽に聞きしたた

大学の理念(符合)

めに、余計な労を取らせてしまうことになり大変申し訳ねなかったと思いつつ、ここに御教示に対して感謝の意を表させて頂きたい。しかし、それにしても、アメリカ主導のglobalizationの中で、経済を始めとする諸分野の学問の中にも、軍隊用語的な術語が多くなってきてはいないだろうか。その典型はstrategy(戦略)やtactics(戦術)などであるが、私には、全く無批判な資本主義讃美の市場原理の導入によるものと考えられる。私は「仏教」の「理念」から、そのような動向には絶えず反対してきたつもりであるが、駒澤大学にも、その手の学部や学科が新設されたことは周知の事実である。

(9) 私の手元にたまたま残っているのは、そのサミット終了直後の『毎日新聞』(朝刊)、二〇〇七年六月九日(土)の「クロースアップ2007」(総合ニュースの焦点)の総括記事であるが、そこにも特に反グローバリゼーション運動への言及はない。以下に、その記事の前文のみを記せば、「8日開幕した主要国首脳会議(サミット)で最大のテーマとなった地球温暖化問題では、2050年までに温室効果ガス排出量の半減目標を検討」することで各国は合意した。イラク戦争で生じた欧州との亀裂の修復を図り、温暖化対策を求める国内の動きへも対応を迫られていた米国と、急成長する温室効果ガスの排出権取引で主導権を握りたい欧州の思惑が一致した結果といえる。しかし玉虫色の決着にはあいまいが目立ち、実効性には疑問が残る。中国など新興国は「数値目標は時期尚早」などと早くも難色を示す。今後は、世界第2位の排出国ながら排出義務を負っていない中国などの対応が力ギを握

りそつだ。『ハイリゲンタム（ドイツ北東部）田中泰義、藤好
 陽太郎、木村旬』である。

- (10) グリーンピースについては、Ramonet et al., op. cit. (前註
 7), pp.217-219の“Greenpeace”同上和訳書、一〇〇—
 二頁の「グリーンピース」の項目参照。ただし、本書のグリー
 ンピースに対する評価は、「この組織の基本原則は、非暴力
 である。何に對してであれ、物質的な破壊を行なつたり、非
 人道的な対処をすることはない。」(p.219: 一一二頁)などと
 あるのを見ると、あまりにも無批判でかつ高すぎるように思
 われる。日本の捕鯨調査船に對する彼らの態度を見れば、鯨
 には非暴力であっても、人間に對して果して非暴力といえる
 であらうか。しかも、彼らは、イラクでどんなに多くの人が
 亡くなつていても、鯨ほどには反対行動を示すことはないの
 である。このようなグリーンピースを無批判に讚美するところ
 に、本書のグローバルイゼーション批判の限界があると言う
 べきなのかもしれない。因みに、和訳書のこの項目には鯨の
 挿絵があるが、この挿絵は原書では、p.434の“ZLEA” (=
 FTAA、米州自由貿易圏)の項目にあるものである。なお、
 Wozniakによるらしい挿絵の位置は、原書と和訳書とではほ
 とんど異つてゐる上、それらの挿絵は、なにか『星の王子様
 (Le Petit Prince)』のサン・テグジュペリのそれを連想させ
 るようで、本書の批判の限界を象徴しているようにも思われ
 る。

- (11) 二〇〇七年四月二十六日(木)の『毎日新聞』(朝刊)の第
 一面トップ記事として出たので、私はこれが国のやることか
 と嘩然としてその記事を切り抜いたことをはっきりと覚えて

いる。しかし、そのあまりの幼稚さゆえに、その後引つ込め
 られて今日に至つてゐるが、誠に危険きわまりない状況にあ
 るといえるのである。

- (12) 二〇〇七年三月三十一日(土)の『毎日新聞』(朝刊)第二
 二面の「特集 教科書検定」の「06年度教科書検定」欄、お
 よび、同第一面の「沖繩集団自決」軍の強制」記述修正 歴
 史教科書 初の検定意見」の欄による。なお、このような経
 緯の後に行われた六月二十三日(土)の沖繩の「慰霊の日」
 の現地の様子については、同日の『毎日新聞』(夕刊)の「慰
 霊の日 憤る沖繩」の欄によく伝えられていたと思つた。

- (13) 二〇〇七年五月二十九日(火)の『毎日新聞』(朝刊)によ
 る。松岡農相の遺書は、その日の同(夕刊)に掲載報道され
 たものによつてゐる。しかし、少しは時代も進歩して、死ん
 でも責任が回避されることはないだろうと期待していたが、
 今のところ、緑資源機構などを巡る不正問題の追求がばたり
 と聞かえてこなくなつたのはどうしたことであらうか。

- (14) 二〇〇七年六月二十日(水)の『毎日新聞』(朝刊)の「教
 育3法案きょう成立 国の関与を強化」の欄、および、翌二
 十一日の『毎日新聞』(朝刊)の「イラク派遣2年延長 改正
 特措法が成立 教育3法も」の欄による。

- (15) 『大日本帝国憲法』教育勅語より「日本国憲法」までの経
 緯や問題点については、拙書『日本仏教文化史』(大蔵出版、
 二〇〇五年)、一四八—一五三頁を参照されたい。

- (16) この前後の旧「教育基本法」と改正「教育基本法」との比較
 については、二〇〇六年十二月十六日(土)の『毎日新聞』
 (朝刊)、第一〇面に全文比較対照されたものによつてゐる。

とをお断りしておきたい。

(17) 二〇〇七年六月二十日(水)の前掲(前註14)『毎日新聞』の同欄中の記事による安倍首相答弁である。

(18) 二〇〇七年七月現在の『学校法人駒澤大学規程集』、一〇一頁の「第一章基本」中の「学校法人駒澤大学寄附行為」の第二章第三条による。その全文掲載である。

(19) この間の歴史的経緯を資料としてまとめたものに、駒澤大学禅文化歴史博物館大学史資料室(皆川義孝、石見明子)編『駒澤大学「建学の理念」(精神)「資料編年一覽」(禅文化歴史博物館パソコンにファイル、二〇〇六年十二月二十日作成)がある。私は、これをプリントアウトしたものを、今年二〇〇七年五月二十四日付で、私の同僚で現在は禅文化歴史博物館館長である伊藤隆壽博士より頂戴することができた。私にそれら先立つ今年五月のある会合で、今度「大学の理念」について書く予定だと申し上げたところ、私が駒澤大学だけに限った問題を扱うわけではないと申し添えていたにもかかわらず、なにかの役には立つだろうとて下されたのである。記して深謝申し上げたい。今回は、やはりこれを充分に活用させて頂くことはできなかったが、見るだけで直ぐ分かる重要な一覽表も付せられている。それには、「信誠敬愛」と「行学一如」との使用回数が年月日順に直ぐ分かるようになっているのであるが、それによれば、本学における「行学一如」の初出例は、一九四〇年十二月二十日であり、これ以前は「信誠敬愛」の用例はあっても「行学一如」の用例は皆無ということになる。これは、極めて重い事実なのである。なぜなら、以下に示す、石井公成論文(後註31)と中村論文(後註32)

大学の理念(符合)

とによれば、一九四一年の橋田文相の訓示や一九四四年の「勅令第八十号」の「行学一如」と、これに先立つ一九三八年の教育審議会による「行学一如」と同義の「研修」との用語の検討により、駒澤大学の間の一九四〇年の初出例は、「行学一如」が本学の依って立つ「仏教」とは全く関係がないどころか、まさに当時の国策を謳う言葉でしかなかったということを確認しているからにほかならない。「行学一如」を「仏教」の名において語ることは決してなざるべきではないというのが本稿の重要な主張の一つでもあるが、右の小さいが重い一つの事実は、明白にそのことを語っているようにも思われるのである。因みに、その初出例の番号は19であるが、その指示によって実際の例文内容を確認すると、それは「駒澤大学報国団団則」の第一章総則第八条で、そこには「行学本部は行学一如の理想のもとに修練弁道法式作法伝道教化其他国民生活に須要なる芸能を修練せしめ以て皇国民としての高邁雄深なる指導者を練成す。」と記されている。

(20) 以上の「三蔵」を中心とした「仏教」の説明については、拙書『仏教入門』(大蔵出版、二〇〇四年)、七八―八八頁、および、拙稿『発智論』の「仏教」の定義、「駒澤短期大学仏教論集」第二号(二〇〇六年十月)、一三三―一三二頁を参照されたい。

(21) その布告、および、「学習諸義」と「修道禅行」とについては、前掲拙書(前註15)、七三―七四頁、八二頁参照。

(22) ここは、以上の問題を詳しく論ずべきところではないので詳述はしないが、晩年の道元が「学習諸義」を重視したことを、私は次註の道元の言葉に見出ししている。その場合に、「学習諸

義」の結果が正解であって欲しいとは私も望むが、大切なのは、答えなのではなく、たとえ正解ではなくとも、生涯、「学習諸義」に命を懸けることであらう。そのためには、どうしても「宗祖無謬」説を避けていかなければならないと私は考えている。しかるに、その意味の「学習諸義」を全く排除して、只管に「修道禅行」する「禅」を「宗」としたものを、私はもはや「仏教」と考えることはできない。この問題については、拙稿「禅宗批判」、『駒澤大学禅研究所年報』第一号（一九九〇年三月）、六一―八七頁、同、「禅思想と禅研究所について」、『駒澤大学禅研究所年報』第八号（一九九七年三月）、九九―一二四頁、松本史朗「禅思想の批判的研究」（大蔵出版、一九九四年）、同、「道元思想論」（大蔵出版、二〇〇〇年）を参照されたい。

(23) 大久保道舟編『古本校定 正法眼蔵 全』（筑摩書房、一九七一年）、六八九頁、『正法眼蔵 新章第八「三時業」』による。この道元の言葉の解釈、および、前註22の問題については、また、伊藤秀憲「道元禅研究」（大蔵出版、一九九八年）、四四八―四六五頁を参照されたい。なお、本書、四五〇頁で指摘されている私の誤りについては、本書に先立って既に訂正されている。その私の訂正については、拙稿「苦行批判としての仏教」、『駒澤大学仏教学部論集』第二四号（一九九三年十月）、三五三―三五四頁、註59を参照されたい。また、この箇所での道元の「学習諸義」のテーマは、「中有」の問題であるが、この点については、下室覚道「道元禅師の中有観について」、『曹洞宗研究員研究紀要』第二九号（一九九八年十二月）、一三二頁参照のこと。

(24) その時の気持は、実際に記されたのは翌年になってしまったが、拙稿「戦争の時代 日本文化礼賛者の系譜」、『駒澤短期大学仏教論集』第二〇号（二〇〇四年十月）、一三三―一四四頁に記されている。

(25) 大谷哲夫「駒澤大学 如是伝聞」、『会報』第一三七号（駒澤大学教育後援会、二〇〇七年三月）、二―五頁参照。以下の二箇所の引用は、順次に、二―三頁と四頁からである。

(26) 高遠菜穂子「戦争と平和 それでモイラク人を嫌いになれない」、『講談社、二〇〇四年』参照。ただし、七二頁や九六頁などの「瞑想法」を根底に置いた仏教への言及には、一種の「宗教多元主義」的考え方も認められ、そこに若干の危惧を覚えるものの、高遠氏の、暴力や戦争は絶対にいけないという信念がその危惧を払い除けているのだと思う。なお、本書よりの以下の引用は、(イ)については、一四二頁、(ロ)については、一七五―一七六頁からである。

(27) 前掲拙稿（前註24）、一四〇―一四二頁参照。なお、私の元々のその発言は、二〇〇四年四月二十八日付のものであるが、その中で私がイラク人質事件の人数を五人と言っているのは、高遠氏ほかの三人とその直後に生じた別の事件の二人とを一緒にして述べているからである。

(28) 前当局までの継承路線の発端と言ってよい、櫻井秀雄総長や奈良康明学長の時代の「建学の理念」の問題については、拙稿「自己批判としての仏教」、『駒澤短期大学仏教論集』第一号、一〇九―一一頁参照。「随処に主となる」については、同、一二五―一二六頁、註46を参照されたい。また、現大谷総長は「行学一如」を繰り返しているばかりではなく、その発想

や体質まで当時の櫻井総長に酷似しているが、当時の私の櫻井総長に対する六点の抗議に関しては、同、一三三―一三五頁、註43参照のこと。ところで、本稿によつて、「行学一如」が、前註19にも明示したように、単に国策であつて、「仏教」ではないとすれば、国策に迎合するだけで、「仏教」の「理念」を具現しようとするさえない総長は、「学校法人駒澤大学寄附行為」第五条第二項に照らして、辞任して頂くほかないのではないだろうか。しかるに、櫻井総長の時代より前当局にまで一貫しているのは、「仏教」の「理念」などは全く明言することなく、ただ国策の命ずるところに従つて、随処に主となり、学部学科の改組や新設を果しながら、土地を買い地方にも進出して、キャンパス内の学生のことは全く考えずに教育再生的な動きをするといふことだったのである。

(29) 大谷前掲文(前註25)五頁。

(30) この「学習諸義」については、「修道神行」と対になる語として、前註21を付した前後の本文を参照すると共に、できればその註で指示した拙書全体も読みたい。

(31) 石井公成「行学一如」の歴史的背景 橋田邦彦の主張を中心にして、『印仏研』五五―(二〇〇六年十一月)、二四三―二五一頁参照。本論文は、「行学一如」を駒澤大学だけの問題ではなく国家の問題であるといふ論点を解放したといふ意味において、画期的な意味をもつものと考えられる。私は本論文抜刷を今年の年明けに頂いたが、個人的には、それのみならず、この件だけにしても、草稿の段階で見せて頂いたりして、私とその感想を申し上げたりすること以上に、関連文献の御教示等、一いち記すことのできないほどの学恩

を蒙っている。ここに記して、深謝の意を表したい。

(32) 中村顕一郎「十五年戦争下の朝鮮・台湾における教員「研修」 国民精神文化研究所の役割を中心に」、『創価大学大学院紀要』第二六号(二〇〇四年九月)、二四―二五九頁参照。以下の引用は、二四三―二四四頁による。私は本論文を石井前掲論文、註12によつて知つたが、草稿の段階には、この中村論文への指示はなかつたので、知つたのは今年の年明けであつた。私はその重要性を認識し、すぐにも入手したかつたが、その所掲誌は本学図書館にはなく、正月休みといふこともあつて、石井博士にお願ひすることもなく、図書館を介して複写依頼で入手した。私が実際に受領したのは今年の一月二十三日である。

(33) 原論文には「下線引用者」とあるが、原論文の横組を引用のため縦組に改めたために、直前の下線を傍線にしたので、それに伴つて「傍線引用者」と改めたことをここにお断りしておきたい。

(34) 例えば、中村氏は、「研修」について、「一九二八(昭和三)年発行『大日本国語辞典修正版』には「学芸などをみがき修むること。研究。」、一九四三(昭和一八)年発行『辞苑第三百五十三版』には「(名)みがきをさめること。」とあるように、「研修」は「一五年戦争下において、「研究」とほとんど同じ意味のみを含有する概念であつた。」(二四五頁)とされるが、他方では、本文中の本註記番号箇所直前の引用に見るように、「研修」は「一九三八年の教育審議会において、「研究」と「修練」とが結合されて新たに作り出された概念とされているので、それでは、同じ一五年戦争下において、「研究」のみを意味す

る「研修」と、「研」と「修」とが合した「研修」があったこととなる。因みに、一五年戦争とは、満州事変の起った一九三一年から終戦の一九四五年までであるが、私は、その間の用例をもっと丁寧に調べてみることに、幕末から満州事変までの諸用語の変遷史を更に詳しく調べてみる必要があるであろうと思う。特に、後者の期間についていえば、「修」などの諸語は、『日葡辞書』（岩波邦訳版）、八〇三頁によれば、江戸初期には「修理」でさえ「シユリ」と「修」は呉音で発音されていたのに、幕末から明治にかけて、尊皇攘夷の漢学と共に、漢音読みの方が普通になっていくので、その漢学の復活の中で考察されていく必要がある一方、そういう諸語を用いて西欧から入ってきた思想概念が翻訳されていったことも合わせて考慮される必要があるのである。例えば、Bodhisattvabhūmi, Dutt ed., p.119における“yogah karani-yati”-a-kṛta-yogyatiに對して、玄奘訳『瑜伽師地論』大正蔵三〇卷、五一九頁上では「精勤研究」未精研究」と訳されている、その「研究」は「けんぐ」と呉音読みされ、この場合は、その「研究」の対象が「仏教 (buddha-vaana)」であるので、現代の「研究 (study)」の意味に近い側面もあるが、「ニユアンスは非常に異っている一方、これが漢字で「けんきゅう」と漢音読みされ、「学芸などをみがき修むること」の意味とされていれば、それを西歐由来のstudyの訳語に用いたとする」と、その両語のニユアンスは非常に異っていたかもしれないものの、今日の私たちは、「研究」といえばstudyを想起して考えていることになるであろう。しかし、諸語の語義史ということになれば、このような側面の研究も必要ではない

かと、私は思っているだけで、中村氏の提起した重要な御指摘は基本的に全く正しいと考え、それには全面的に従いたい。ところで、これは全く別途に、呉音が漢音かの読みの違いやそれに絡む問題で、今年の二月十六日、本学内において貴重な経験をもったので、満更、本稿のテーマと無関係でもないと思ひ、そのことをここに記しておきたい。尊皇攘夷の周防の僧、月性（一八一七—一八五八）に、有名な、男児立志出郷関、学若無成不復還、埋骨何期墳墓地、人間到处有青山（男児志を立てて郷関を出で、学若し成らずんば復た還らず、骨を埋むるに何ぞ期せん墳墓の地、人間到处有青山有り）（『清狂遺稿』上、明治十五年、田中治兵衛発行、駒澤大学図書館蔵書番号、B1、H541.3/105-1、一五枚表）の詩があるが、これを基にある先生が書いた訓話の原稿に対し、他の先生がその「人間」を「にんげん」と読むのはおかしいと、他の解釈を含めて若干の意義を申し立てたので、その場に大学らしい議論が起った。その先生の「にんげん」ではなく「じんかん」であるべしとの主張はかなり強いものだったが、私は、その種の訓話にそんな場でも言い立てても仕方がないという思いが強かった上に、「人の間、もしくは「世の中」という意味さえ取れていれば、この例では、呉音であろうと漢音であろうとどちらでもよいと思っていたし、私自身はどちらかという「にんげん」という呉音読みの方で育っていたので、その場で「じんかん」という漢音読みを支持する気持は全くなかった。しかし、そのことを今の時点で思い起してみると、本学には、まだ、尊皇の志士、月性の詩に依って訓話を書かれる先生もいらっしやるのかと思えば、もっと正統的に、厳しい漢音読

みの漢学の伝統を引く中で育った先生もいらっしやるということなのであろう。どう考えてみても、日頃、吳音だ、漢音だとやかましく言いながら、どちらでもよいと思っていた私の方が誤りであり、月性の詩の「人間」についてのみえは、明らかに漢音読みの方が正しいとすべきだと、今本稿を書きながら思っている次第である。なお、本文の本註記番号以下に論じられている「行学一如」の「一如」に収斂していくような考え方を、私は、「本覚思想」「本迹思想」「場所の哲学」「場所仏教」と呼んで、「批判仏教」と対峙させているが、本稿でこれに論及することはしない。ここでは、全く不十分ではあるが、拙書『批判仏教』(大蔵出版、一九九〇年)、拙稿「安然『真言宗教時義』の「本迹思想」」、『駒澤短期大学研究紀要』第三号(二〇〇三年三月)、一〇三—一九七頁の参照を指示するに止めておきたい。また、それらに基づく私自身の「場所仏教」に対する最も簡単な最近の説明は、前掲拙書(前註15)、一五五—一六〇頁に与えられているので参照のこと。

(35) 中村前掲論文(前註32)、一四七頁による。引用に当っては、中村氏のカッコを付す引用の仕方を改めてカッコを外し、旧漢字は新漢字に改め、下線を傍線に改め、また、その指示の文言の「下線」も「傍線」と改めたことを諒とされたい。また、中村同上論文、二四九頁には、これと同日の委員会における、後に国民精神文化研究所の所長を務めることになる文部次官、伊東延吉の発言も引用されているので見るべきである。因みに、伊東延吉(一八九一—一九四四)は、芥川龍之介(一八九二—一九二七)や矢内原忠雄(一八九三—一九六一)とほぼ同期、三人とも、一高では、新渡戸稲造の訓話を

聞き、それぞれ異った思いでそれを受け取っていたに違いない。役人、文人、学者、人生のそれぞれの道は、その年頃で決められていくのかもしれない。役人は一九三八年頃より国策の教育を立案し、学者は一九三八年に師の『武士道』を翻訳する。文人の自裁より八十年の今日を思うべきである。伊東延吉については、前田一男『「教学刷新」の設計者・伊東延吉の役割』、『近代日本における知の配分と国民統合』(第一法規出版、一九九三年)、三六八—三八八頁参照。この論文は、石井公成博士より昨年九月十五日にコピーにて頂戴した。こどもでも記して感謝申し上げたい。

(36) 二〇〇七年一月二十五日(木)の『毎日新聞』(朝刊)、第一面の記事による。また、同三月十一日(日)の『毎日新聞』(朝刊)では、「文部科学相の諮問機関・中央教育審議会(山崎正和会長)は10日、東京都内で総会を開き、教育関連3法改正の答申案を了承し、伊吹文明文科相に提出した。」と報じられている。

(37) なお、以下に「全文」として引用したものの他に、用語解説としてFDの説明文があり、「FD(ファカルティ・ディベロップメント)」「大学教員資質開発」などと訳されている。米国が起源とされ、英国ではSD(スタッフ・ディベロップメント)と呼ばれる。明確な定義はない。文科省は「教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組みの総称」をFDとしている」とある。他の小見出しを列挙すれば、「文科省が方針」「08年度にも義務化へ」「即戦力求め」「経済界要請 背景に」である。

(38) Bertrand Russell, *Political Ideals*, Originally published,

Century, 1917, Prometheus Books, 2005, p.38. なお、資料に示した二箇所中的も「一方は」ibid., p.80のもので、その一部は、本稿の枕に使った「文中の後者として示されているものである」。

- (39) ラッセルが、フレイゲやヘアノの研究を受け継いで、ホワイ「ヘッドと共に『数学原理』を著し、その後の記号論理学や分析哲学の形成に重大な業績を示した点については、門脇俊介、國嶋一則、久保陽一、桑原直己、高橋久一郎、田谷裕二、戸田洋樹、中村友太郎、丸山豊樹、村上勝三、山下太郎共著『哲学理論の歴史』（公論社、一九八五年）、二九六頁参照。なお、この方面の二〇世紀の論理学一般についての概説書には、田中一之編『ゲーデルと20世紀の論理学』1、2（東京大学出版会、二〇〇六年）があるので参照されたい。

- (40) Paul J. Griffiths, *On Being Buddha: The Classical Doctrine of Buddhahood*, State University of New York Press, 1994, p.xvii-xviii.

- (41) 今村仁司『清沢瀧之と哲学』（岩波書店、二〇〇四年）、六一―五頁参照。今村氏は「ブットロギー」ではなく「ブットロジ」との片仮名表記をも用いているので、ドイツ語ではなくフランス語を意識していたであろうことは、それによっても分かるのである。

- (42) 末木文美士『他者ノ死者ノ私 哲学と宗教のレッスン』（岩波書店、二〇〇七年）、一〇二頁、一〇五―二九頁参照。末木博士がBuddhoをBuddhoとしたのは、まさか誤植ではあるまいと考えるので、博士は、恐らく「ブットロギー」と発音され、ドイツ哲学との比較の必要からも、自然とドイツ語

的になってしまったのかも知れないが、やはり、その変更の理由は明記される必要があるであろう。

- (43) 大学の「講義内容」に示された私のその「講義のねらい」は、拙稿「藤原正彦著『国家の品格』」、『駒澤短期大学仏教論集』第一二号（二〇〇六年十月）、一三七―一三八頁にも再出明示されているので、参照されたい。

- (44) 駒澤大学禅文化歴史博物館大学史資料室編『竹友寮舎感謝の集い記念 仏教研修館竹友寮のあゆみ』（竹友寮舎感謝の集い実行委員会事務局、二〇〇七年）、二二頁参照。

- (45) 佐々木毅『知識基盤社会と大学の挑戦 国立大学法人化を超えて』（東京大学出版会、二〇〇六年）、一四三頁。なお、その巻末、二五七―二六四頁には、二〇〇三年三月十八日に制定された「東京大学憲章」が掲載されているので参照されたい。東京大学の創設については、前掲拙書（前註15）、二四三頁参照のこと。ところで、大学が法人化されて最も重要になるのが「金」や「物」にまつわる運営である。この点に関して、同意章第一六条は、「東京大学は、その教育・研究活動を支え、発展させるために必要な基盤的経費および施設整備の維持拡充を可能とする経費が国民から付託されたものであることを自覚し、この資源を適正に管理し、かつ、最大限有効に活用するとともに、大学の本来の使命に背馳しない限りにおいて、特定の教育・研究上の必要に応じて、国、公共団体、公益団体、民間企業および個人からの外部資金を積極的に受け入れる。」と規定している。しかし、独立法人であるべきでありながら、このような規定では、却って、産官学の協同が強化されるだけで、国民から付託された経費、即ち税金も、

より一層、国策や経済界の言いなりになって、例えば「社会保障」や「人財バンク」のように、使用されることにはならな
いだろうか。逆にいえば、「大学の本来の使命に背馳しない限
りにおいて」とは言っているが、その「本来の使命」である
「大学の理念」や「学問の自由」や「大学の自治」が、これ以
前において必ずしも明瞭に規定されているわけではないので、
国策や経済界の言いなりになっても、「背馳しない」というこ
とになり、本文中の引用で、佐々木総長が零している政府の
「シモト・ノーテイス」に対して「Tokyo University must
give the government an answer at such short notice」と言わな
ければならないことになっているのではないだろうか。

(46) 順次に、池田練太郎「原点を踏まえて前進を」『FD
Newsletter』第一号(二〇〇七年六月)、一頁、川本勝「F
D活動は一連の教育改革の二つ」、同上第九号(二〇〇六年十
二月)、一頁参照

(47) Jostein Gaarder, *Sofies Welt: Roman über die Geschichte
der Philosophie*, Hanser, München / Wien, 1993, p.536 ;
Paulette Møller (tr.), *Sophie's World*, Phoenix, London, 1996,
p.377 ; 池田香代子訳『ソフィーの世界』(NHK出版、一九
九五年)、五七七頁参照。因みに、「この語の英訳でなく、
academic quarter of an hour」と直訳であるのに対し、和訳は
「大学では先生は定刻を十五分過ぎないと来ないのさ」と説明
的な文を補っている。和訳者は、私も古くは世代とは異って、
若い世代にはこの語が通じないと思ってその説明文を加えた
と考えられる。大学は疾うの昔に、「高校」化、「塾」化してい
たのかもしれない。なお、私は必ずしも本書に賛同している

大学の理念(符合)

わけではないことについては、拙書評「ヨースタイン・ゴル
デル著、池田香代子訳『ソフィーの世界』」、駒澤短期大学仏
教論集「第二号(一九九六年十月)、一四九 - 一六二頁を参照
された。

(48) この問題については、阿部菜穂子『イギリス「教育改革」の
教訓』(岩波ブックレット 698、岩波書店、二〇〇七年)
を参照されたい。今年の四月二十四日には「全国学力・学習
状況調査(全国学力テスト)」が実施されたが、本書の冒頭には、
「日本ではこの四月、全国一斉に統一学力テストが始まり、
学校を外部機関が評価する査察制度の導入も検討されている。
安倍内閣の「教育改革」が着々と進んでいるのだ。そのモテ
ルは、イギリスのサッチャー首相が一九八〇年代の終わりに
行った教育改革だという。」(二頁)とある。なお、本書によ
れば、「サッチャー教育改革は、独特の歴史を持つイギリスの
私立学校には適用されなかった。」(同)ともあるが、私は、
これによって、それこそ四十年前も前の大昔に読んで、イギリ
スのpublic schoolを描写した小説 James Hilton, *Good-bye,
Mr. Chips*, First Published, 1934, Hodder & Stoughton, 1957を
思い出した。今考えれば、これは、前註38のラッセルの本が
出た頃の時代のpublic schoolを描いたものなのである。今頃
になって訳本も出ていたことを知り、菊池重三郎『チップス
先生さようなら』(新潮文庫、新潮社、二〇〇六年二月五日九
十六刷)を求めてみたが、なんとその初版は一九五六年なの
であった。しかし、そんなことは最早どうでもよいが、イギ
リスも日本もとにかく変わってしまったのであろう。ただし、
良く変わることを願うのを放棄してしまっただけなら私も単なる

老人となるほかはあるまい。

- (49) 拙稿「マシソン滞在記」『駒澤大学仏教学部論集』第一四号(一九八三年十月)、二五九—二八六頁参照。これを機縁として後に刊行されたものに、Paul J. Griffiths, Noriaki Hakamaya, John P. Keenan, and Paul L. Swanson, *The Realm of Awakening: A Translation and Study of the Tenth Chapter of Asaṅga's Mahāyāna-saṅgraha*, Oxford University Press, New York/Oxford, 1989; Jamie Hubbard & Paul L. Swanson (eds.), *Pruning the Bodhi Tree: The Storm over Critical Buddhism*, University of Hawai'i Press, Honolulu, 1997がある。これらの成果につき、私は文字どおりの機縁にしかすぎずならぬの努力も払ってはいない。その機縁というのも、基本的には、大学に行ってクラスが終った後で飲んだり、自宅で飲んだりしただけのことである。現在の私は、酒を一滴も飲まなくなつて既に六年であるが、その当時は飲み惚けていたみたいなおもので、厳寒の中飲み倒れてよく死ななかつたものだと思つたような馬鹿な経験は数えるに事欠かない。そういうのを助けてくれた人まで含めて、つくづく私はよき人々、よき学生たちに恵まれていたものだと思つた。しかし、そのような環境であつたにしても、「研修」的な義務が課せられていれば、遊びも学びも、全て真の自由を欠くことになつていただろうと感じざるをえないのである。ここに、当時を思い出し、その頃の私に縁のあつた人々全てに、彼らも私に應じて既に若くはないだろうが、記して深謝の意を表させて頂きたい。

- (50) 以上の私の担当の公開講座の「釋道空『死者の書』の仏教的読解」は、第一回目は「はじめ」と、「一 本作品の概略と時

代背景」、第二回目「二 奈良朝の仏教思想と社会」、第三回目「三 浄土思想と山越しの弥陀」、第四回目「四 日本の近代化と仏教思想」と「おわりに」との順で、今年の五月十九日(土)、六月二日(土)、六月九日(土)、六月十六日(土)に口頭発表された。第一回目に本文中で触れたような要望があつたにもかかわらず、聴衆の了解を頂いて原稿を読む形式を最後まで踏襲した。全部で四百字詰一八〇余枚になるはずであるが、出版して下さるところがあれば、註記を付して必ず活字化したいと思つている。なお、そこで触れた「千の風になつて」については、新井満「千の風になつて」(講談社、二〇〇三年)を参照された。

(二〇〇七年七月八日)

〔追記〕 本稿脱稿より三週間後の七月二十九日の参議院選挙において自民党は歴史的な大敗を喫したが、安倍政権は居直つている。その選挙からでも既に二週間余になるのだが、今は「人心一新」のために内閣改造の構想を練つているのだという。だが、私には、この「人心一新」という言葉さえよく分からない。大臣をすっかり入れ換えるというなら、「人臣一新」の方が私にはまだよく分かるような気もするが、そんな日本語はないのだろう。もっとも、「心」といえば、「心の時代」の「心」、「心のノート」の「心」のように、形のないもので、どうせ美しいのが醜いのかも分からないのだから、どうでもよい内閣改造には好都合なのかもしれない。いずれにせよ、その内閣改造も後二週間もすれば決つているのであろうが、安倍首相の「心」は変わらず、従つて、首相の「美しい国、日本」、「強い日本、頼れる日本」に対する心情も変わつてはおるまい。

確かに、選挙によってなにかは変わったであろうが、しかし、それはあくまでも一時的な怒りの爆発にしかすぎないだろう。その怒りを持続させるためには、怒りを冷静に「頭」で鎮めて行くのでなければならぬ。そうしなければ、「美しい国」の教育も、駒澤大学の「行学一如」も、益々蔓延することこそあれ、変わることは決してないであろう。それにしても好加減な組閣を前に、安倍首相と麻生外相が親密の度を増しているのを見ると、私などは、それぞれの母方の祖父がアメリカの支配下で急接近しているのではないかとさえ錯覚してしまふのである。変わるどころか益々時間が逆戻りしているのではないかと感じられるわけだが、そのせいでもあろうが、近頃は、安倍首相の「美しい国」が、中国の言うアメリカ、即ち「美国 (Meiguo)」とさえ見えてきてしまふ。ところで、私は、ちよとと参院選の直前であったが、たまたまある事が切っ掛けになって、天木直人『さらば外務省！ 私は小泉首相と売国官僚を許さない』(講談社、二〇〇三年)を購入しておりながらドサクサに紛れて読み忘れていたことを急に思い出し、読み始めると一気に読んでしまった。外務省の役人のみならず役人一般の体質を思い知るには良い本である。また、プレスリーの真似をしているだけなら事なきを得たような人が宰相になってしまったことの深刻さを思い知ることもできるかもしれない。しかし、安倍首相にはお灸が据えられたようだが、小泉前首相の人氣が相変わらずと聞けば恐ろしい限りである。それにしても、天木氏のような明確な「理念」を持った役人も中にはいるのだということを知りうることは心強

大学の理念(袴谷)

いが、いずれは辞任に追い込まれねばならぬことを思えば旧の木阿弥という気もする。ただ、「大学」と「役人」という観点からすれば、七月二十七日(金)の『毎日新聞』が報じていた、前文部科学事務次官の結城章夫氏の山形大学学長への就任決定は忌々しき事限りない。役人の学校への介入は即刻法律によって禁ずべきであろう。そうでなければ、「研究」も「教育」もどこへ向うか分かったものではない。本稿、註48で触れた阿部前掲書は、イギリスの統一学力テストについて報告された「学習障害のある子など低学力の子もたちが授業から排除されている(五四頁)」という事例に言及しているが、最近、日本の東京足立区の学校でもこれと似た事件が報じられたことは記憶に新しい。しかるに、「研究」と「教育」といえば、私自身の無知も相当なものであることを今更ながら思い知ることがあった。本稿を提出した日は七月の教授会当日の九日であったが、私はその教授会直前になって、「教員」というのは、「教育職員」の公式な略称であることを恥しながら初めて知ったのである。しかし、私の無知を弁護するわけではないが、「教員」とは、小中高のそれを含めて、「教育研究職員」でなければならぬと私は思う。「研究」がなくて当然と思う気持があるから、「教育」は既知の集積と化しそれを面白く伝える技術が重んじられるのかも知れない。大学の学生の成績評価さえ既に「美国」の grade point system を模した相對評価方式になっているのだという。それに従わない私はいずれ「研修」を受けるか去るしかないのだらう。しかし、「研究」と「教育」は、仏教の「自利」と「利他」と同様に、決して切り離せないものである。(二〇〇七年八月十四日)